

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和8年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和8年3月6日

9時35分開議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	発議第1号 那智勝浦町議会の個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
日程第5	議案第15号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
日程第6	議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
日程第7	議案第17号 那智勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	16
日程第8	議案第18号 那智勝浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	25
日程第9	議案第19号 那智勝浦町那智高原公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	27
日程第10	議案第20号 那智勝浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例	29
日程第11	議案第21号 中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例	30
日程第12	議案第22号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例	32
日程第13	議案第23号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例	33
日程第14	議案第24号 那智勝浦町中学校給食費条例の一部を改正する条例	34
日程第15	議案第25号 那智勝浦町須崎子ども会運営委員会条例	35
日程第16	議案第26号 那智勝浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例	37
日程第17	議案第27号 那智勝浦町長期総合計画の策定について	38
日程第18	議案第28号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算(第9号)	52
日程第19	議案第29号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)	65
日程第20	議案第30号 令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第3号)	66
日程第21	議案第31号 令和7年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算(

	第1号) ……………	67
日程第22	議案第32号 令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第3号) ……………	68
日程第23	議案第33号 令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第3号) ……………	70
日程第24	議案第34号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号) ……………	71
日程第25	議案第35号 宇久井中学校長寿命化改修工事請負契約について……………	73
日程第26	請願、陳情の委員会付託について……………	74

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	加藤康高
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	曾根和仁	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本芳光
11番	勝山則子		

3. 会議録署名議員の氏名

3番	城本和男	5番	藤社和美
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	堀順一郎	副町長	鳥羽真司
教育長	岡田秀洋	総務課長	田中逸雄
総務課防災対策室長	岡崎由起	税務課長	増田晋
住民課長	太田貴郎	福祉課長	仲紀彦
こども未来課長	寺本智子	観光企画課長	村井弘和
農林水産課長	島由彦	建設課長	井道則也
会計管理者	竹原大二	消防長	樫尾光俊
教育次長	中村崇	水道課長	楠本定
病院事務長	寺本斉弘		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	寺本尚史
事務局主査	御前志郎
事務局副主査	榎本達也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可いたしましたので、報告します。

報道関係者の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事及び傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を守り、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため、議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では本会議の様子を撮影し、3階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（加藤康高君） ただいまから、令和8年第1回那智勝浦町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、全国町村議長会主催第40回町村議会広報全国コンクールにおいて、当町議会が発行した議会だよりが、表紙デザイン賞の全国3位、銀賞を受賞いたしました。去る2月6日に開催された全国町村議会議長会定例総会の席上、表彰を受けております。

県町村議会議長から送付がありましたので、藤社議会広報編集委員長に、表彰状及び記念品の伝達を行います。

それでは伝達を行います。

○事務局長（寺本尚史君） 議長から表彰状及び記念品の伝達を行いますので、藤社議会広報編集委員長、恐れ入りますが、前のほうへお願いいたします。

○議長（加藤康高君）

表 彰 状

表紙デザイン賞 銀賞

和歌山県那智勝浦町議会殿

貴議会広報紙は、第40回町村議会全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました
よって、ここにこれを表彰します

令和8年2月6日

全国町村議会議長会会長 中本正廣

(拍 手)

○議長（加藤康高君） ここで、藤社議会広報編集委員長から御挨拶をお願いいたします。

5番藤社議員。

○5番（藤社和美君） このたび、全国町村議会議長会主催の第40回町村議会広報全国コンクールにおいて、私たちの議会が発行した議会だよりが、表紙デザイン賞の銀賞を頂きました。ただいま加藤議長から表彰状の伝達を受けました。今回の表紙となり、全国に笑顔を届けてくださった特定非営利法人nearの皆さんに、まずもって感謝を申し上げます。

そして、広報制作に携わってくださった委員の皆さん、忙しい中記事をまとめてくださった議員各位、議会だよりをつくられてきた先輩方、研修をしてくださった先生方、多くの皆様のおかげであると感じております。

私たちの広報も50号を超えました。これからも、町民の皆様に手に取ってもらえる広報づくりを目指してまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。今回はありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 以上で、表彰式の伝達を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時35分 開議

○議長（加藤康高君） 本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤康高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3番城本和男議員、5番藤社和美議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（加藤康高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

2番吾妻議員。

○議会運営委員長（吾妻正崇君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果について御報告させていただきます。

去る2月27日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、発議1件、当初予算11件、条例の制定・改定12件、補正予算7件、長期総合計画の策定について1件、契約の締結について1件、請願・陳情の委員会付託について1件の、合計34件となっております。

会期は、本日3月6日から3月19日までの14日間を予定しております。本会議7日、委員会3日、純休会4日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案については、今のところ1件予定しております。

報告は以上となります。どうかよろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月19日までの14日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、会期は本日から3月19日までの14日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（加藤康高君） 日程第3、諸報告をお願いいたします。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 諸報告が今、議長から報告されているんですけども、議長の諸報告に関連しまして、議長が発行責任者となっております議会広報ですね。先ほども表彰されたんですけども、誠に水を差すようで申し訳ないんですが、本町の議会が成果を問われるような問題かと思しますので、1つだけ確認をさせてください。

先日、広報、この表彰されたのとは違うんですけど、町内配布されたんですけども、これ議案とか一般質問とか委員会報告が載っているんですけども、なぜか議員倫理の審査会の記事、請求・付託されたこと、特別委員会が設けられたことが載っていないんですよ。このことが全く載っておりません。

この広報発行に関する基本方針については、一応、特別委員会の審議内容まで報告するというふうな、一応はなっております。議員は当局に対して厳しい意見も言い、そして議会広報にも、これはこの中に載せているんですけども、自分たちの都合の悪いことは載せていないんじゃないかと、これちょっと疑念を持たれますよね。

地方新聞には、9月にこの特別委員会が設置されたことは載っておりまして、2回ほど委員会がされたことが、記事の内容まで載っています。町民は地方新聞でその内容を知ることができるんですけども、実際この話どうなの、議会だよりも載っていないやないかというふうな声も、私自身聞きました。

議会広報はやっぱり、本来町民への説明ですよ、説明責任。これがまず前提となるんですけども、特に議員が自ら襟を正す、これが住民に対する説明が必要なんですよ。しかし、この広報の委員会6人のうち1人を除いて、皆さん関係者なんですよ。これ、意図的に載せてないと疑われませんか。

議長は発行責任者としてこの編集委員会、諸報告の中にも出席されておりますけれども、発行責任者として議長にお伺いしたいんですが、なぜ今回の議会広報紙にこの案件だけ掲載されていないのか。広報の編集委員会の中で、意図的に載せないとかやめておこうとか、そんな話はなかったんですか。その点だけお尋ねします。

○議長（加藤康高君） ただいまの質問につきましては、広報編集委員会の中で皆さんで協議していただいた結果を載せているという形になりますので、広報編集委員会の中でそういう形で決まって編集させていただいて、最終的に出しているという形になると思います。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） すみません、そうしたら編集委員会の中で、そういう話があったということですね。載せる・載せないという話が議題となってあったということですね。分かりました。

これ、議長自身も関係者ですね、この中の。広報の委員会の1名を除いてほぼ全員が関係者、利益相反なんですね、実際に。本町議会の、自らの住民への責任が大きく問われることだと思うんですね。

〔8番東信介君「議事進行」と呼ぶ〕

○3番（城本和男君） もう終わりますので。

付託されていること、委員会の倫理委員会が開かれていることは最低限載せるべきでありまして、これについて、議長はしかるべき対処をお願いしたいと思います。どうかよろしく願います。

○議長（加藤康高君） その結果につきましてですけど、次回の議会だよりで倫理委員会の最終報告を載せるということは聞いておりますので、そこで議会だよりには載ってくると思います。

以上です。

それでは、町長より報告を求めます。

町長。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

まずは議会だよりの関係で、ちょっと今御意見ございましたが、議会だより表紙の部で銀賞を受賞されました。本当におめでとうございます。次回も含めて、今後すばらしい議会だよりの作成を御期待申し上げるところでございます。

本日は令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず初めに、カイロス3号機が数度の延期の末、昨日ついに打ち上げられました。大変盛り上がったところでございます。残念ながら人工衛星を宇宙に届けるというミッションの成功には至りませんでした。轟音とともに空高く飛んでいくカイロスロケットの姿には大きな歓声が上がりました。私たちに勇気と感動を与えてくれました。今後も様々な困難が待ち受けているかもしれませんが、今回の経験を糧として、一つ一つの課題を乗り越え、いつか来る成功の日を心待ちにしたいと思っています。

那智勝浦町といたしましては、引き続きカイロスロケットのミッション成功のために応援するとともに、引き続き誘客にも努めてまいりたいと思っております。議員各位並びに町民の皆様方におかれましても、引き続き温かい御支援をお願いを申し上げます。

さて、2月上旬には北海道の美瑛町から、角和町長をはじめ、議長、教育長、職員の方々を含め、7名が来町をされました。美瑛町を開拓した熊野団体の団長、田仲儀太郎氏ゆかりの太田地区に加えて、熊野那智大社、那智山青岸渡寺、勝浦地方卸売市場やロケット見学場なども視察をいただきまして、友好都市提携に向けて親交を深めたところでございます。4月10日に調印式を行い、今後さらに教育、文化、産業など幅広い分野で交流を深めたいと考えてございます。

次に、防災・減災対策について申し上げます。昨年12月26日に築地地区津波避難施設が完成を迎え、竣工式を執り行ったところでございます。新たな施設は、津波から緊急避難場所として十分な高さや広さを確保するとともに、高齢者や要配慮者の方々、さらには土地カンのない観光客の皆様にとっても、安全かつ速やかに避難できる構造としてございます。

また、本施設には足湯を併設しておりますが、これは平時から多くの皆さん方に施設に親しんでいただくことで、避難場所の認知度を高め、防災への関心を深めていただく防災啓発の施設となると考えてございます。

そして、昨年12月から今年2月にかけては、災害発生時に備えた実践的な取組といたしまして、町内3か所の中核避難所において、避難所開設訓練を実施をいたしました。本訓練は、災害時に地域の皆様方自ら迅速かつ円滑に避難所を開設をし、運営できる体制を整えることを目的としてございます。訓練当日には体育館を使用し、手順に沿って参加者が互いに協力して、パーティションやダンボールベッド等の組立てを行い、実際の避難所設営を体験をしていただきました。

また、併せてトイレカーや非常用発電機、電源車、緊急時用のトイレといった災害用資機材を実際に始動させるなどの体験も行いました。参加いただいた皆さん方の御意見を参考に今後も改善を図り、地域力・防災力の向上に向けた取組を推進し、引き続きハード・ソフト両面から、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、役場庁舎の検討について御報告申し上げます。

去る令和7年12月25日、第1回那智勝浦町新庁舎整備方針検討委員会を開催をいたしました。本委員会に対して、庁舎の基本理念や方針、敷地の適切さ、求められる機能等を含む基本構想並びに事業計画や事業費、事業手法を検討する内容を示す基本計画についての検討を諮問したところでございます。

また、庁舎整備に対する町民の皆様方の意見を広く把握するために、1月には2,000人を対象としたアンケート調査を実施をいたしました。来る3月23日には第2回委員会の開催を予定しており、庁舎の今後について様々な方向で、機能や施設の在り方等、慎重な検討を進めてまいります。

さて、令和8年第1回臨時議会におきまして御可決賜りました補正予算における那智勝浦まちなか商品券につきましては、2月24日から順次ゆうパックにて発送を行っており、もうお手元に届いた方もいらっしゃるかと思いますが、3月中には町民の皆様全員に商品券が届く予定となっております。紛失や受け取り損ないのないように御注意いただければというふうに思

います。

次に、主要産業の関連でございます。速報値ではございますが、令和7年の観光動態につきまして御報告申し上げます。

宿泊客は45万539人、対前年比3.6%の増。日帰り客は89万6,717人で、対前年比9.5%増となりました。合計では134万7,256人となり、対前年比7.4%の増となっております。宿泊客につきましては、コロナ前の令和元年よりも22%の増となり、順調に回復しているところです。

また、インバウンド宿泊客につきましては11万2,200人となり、初めて10万人の大台に乗りました。コロナ禍前の令和元年と比較すると303%、令和6年との比較でも139%となり、観光機構設立後の取組が順調に効果を現していると感じているところでございます。今後も国内外にかかわらず多くの方々にお越しいただくためには、受入れ体制などの整備が必要であり、引き続き観光施設等の施策を展開してまいりたいと考えております。

続いて、水産関係について御報告を申し上げます。

令和7年の水揚げにつきましては、まぐろはえ縄漁が7,690トン、68億134万円となり、昨年比2,132トン、21.7%の減となっております。金額につきましては、マイナス3億5,497万円、5%の減となっております。

沿岸漁業につきましては、1,082トン、8億5,586万円となっております。昨年比245トン、18.5%の減、金額がマイナス3,558万円、4%の減となっております。そのうちイセエビ漁につきましては、7.8トン、5,365万円となっております。昨年比1.9トン、32.2%の増となっております。

昨年8月には7年9か月に及んだ黒潮大蛇行が終息したと発表されてございまして、一部ではイセエビの資源量回復の兆しが見えたとの話も聞いてございますが、水産業をめぐる環境は、原油価格の高騰等、厳しい状況が続くことが想定されますので、引き続き対策等について検討を実施してまいります。

それでは、今議会に提案させていただいております会議に付議すべき事件につきまして御説明を申し上げます。

提案させていただいている議件は、当初予算が11件、条例の制定・改正が合わせて12件、計画策定1件、補正予算7件、工事請負契約1件、合計32件でございます。

個々の議件につきまして、簡単に御説明申し上げます。

議案第4号令和8年度那智勝浦町一般会計予算につきましては、一般会計予算の審議をお願いするものでございます。

議案第5号令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算から、議案第11号令和8年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算につきましては、7つの特別会計の予算審議をお願いするものでございます。

議案第12号令和8年度那智勝浦町水道事業会計予算から、議案第14号令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算につきましては、3つの事業会計の予算審議をお願いするものでございます。

議案第15号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、税率の改正に加え、子ども・子育て支援法の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金を賦課徴収する規定を追加する改正を行うものでございます。

議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職非常勤職員の整理及び見直し結果を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

議案第17号那智勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、その設備及び運営基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第18号那智勝浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、こども誰でも通園制度は運営事業者が国から給付を受ける事業であり、また利用者であるお子さんや保護者の方々に安全・安心な環境で利用していただくため、事業者が守るべき運営上の基準を定める条例を制定するものでございます。

議案第19号那智勝浦町那智高原公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、撤去した管理施設を削除する改正を行うものでございます。

議案第20号那智勝浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在使われていない文言の修正と、林野火災注意報の発令中に火入れを制限する改正を行うものでございます。

議案第21号中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例につきましては、当該基金につきましては、中小企業の貸付けを目的として昭和39年に設置をされたものでございます。現在では、金融機関や国・県が実施する金融制度の利用が一般的であり、長期にわたり本町融資制度の活用実績がないことから、当該基金を廃止するものでございます。

議案第22号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人件費や管理経費が増加していることから、使用料を値上げする改正を行うものでございます。

議案第23号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、省令の改正に伴い、簡易サウナ設備に関する規定などを追加する改正を行うものでございます。

議案第24号那智勝浦町中学校給食費条例の一部を改正する条例につきましては、公金の透明性を高め学校現場の負担を軽減するため、学校給食費を公会計化する改正を行うものでございます。

議案第25号那智勝浦町須崎子ども会運営委員会条例につきましては、任用根拠を明確にするための条例を制定するものでございます。

議案第26号那智勝浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例につきましても、任用根拠を明確にするため、条例を制定するものでございます。

議案第27号那智勝浦町長期総合計画の策定についてにつきましては、現行計画の実施期間が今年度末をもって満了することから、新たに「歴史・文化と自然が奏でる世界に開かれた町～

町民が輝き笑顔あふれる那智勝浦～」を目指す、第11次長期総合計画を定めるものでございます。

議案第28号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）につきましては、地域未来交付金を活用した災害対策事業費の増額や、年度末に向けて各事業費の見直しによる歳入歳出予算の調製などの補正をお願いするものでございます。

議案第29号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）につきましては、実績見込みによる医療費の減額や、それに伴う財源調整などの補正をお願いするものでございます。

議案第30号につきましては、令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額や、保険料の増額などの補正をお願いするものでございます。

議案第31号令和7年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、預金利率の上昇に伴う利子収入の増額と繰出金の増額について、補正をお願いするものでございます。

議案第32号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、実績見込みによる各サービス給付費の調整や、それに伴う財源調整などの補正をお願いするものでございます。

議案第33号令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号）につきましては、過去の建物罹災に係る共済金を受け入れる補正などをお願いするものでございます。

議案第34号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、消費税の増額と工事費の歳入歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。

議案第35号宇久井中学校長寿命化改修工事請負契約についてにつきましては、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本議会に提案いたしました32件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議をいただき御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤康高君） 以上で諸報告を終わります。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

○議長（加藤康高君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時09分 休憩

10時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第1号 那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○議長（加藤康高君） それでは、日程第4、発議第1号那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

局長より、発議第1号を朗読させます。

局長、寺本さん。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第1号朗読〕

資料といたしまして新旧対照表をつけさせていただいております。

改正前の様式の第1号、10号、16号にある、又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）という文書を削らせていただくものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 提案理由の説明を求めます。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 提案理由につきましては、ただいま事務局長が説明したとおり、住民基本台帳カードの有効期限が令和7年12月末日をもって終了することに伴い、様式の改正が必要となったためです。どうかよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第15号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第5、議案第15号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第15号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の条例改正は、法改正に伴う子ども・子育て支援納付金分の追加と、税率の見直しになります。

〔議案第15号朗読〕

国民健康保険税は、これまで基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分から構成されていましたが、法改正により子ども・子育て支援納付金分が追加され、課税することになります。

また、これまでそれぞれに所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で課税していましたが、和歌山県内の全市町村において資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式に移行すること、保険料水準を統一していくことが求められていますので、今回の改正では資産割を廃止し、均等割・平等割の税率を県下の標準的な金額に近づけるよう、見直しをお願いするものです。

なお、今回追加する子ども・子育て支援納付金分の税率につきましては、県及び県下自治体で協議の結果、全ての県下自治体において統一していくことになっています。

条例第2条と第3条は、子ども・子育て支援納付金の追加、資産割の廃止と文言の整理を行っています。

第4条から次のページの第9条の3までは、基礎課税分・後期高齢者支援分・介護納付金分の税率の見直しとそれに伴う条番号の整理を、第9条の3から9条の6は、子ども・子育て支援納付金分の税率を追加しています。

第24条第1項から、2ページ後の24条第3項までは、所得や未就学、出産に関する減額措置の改正を、第24条に加える第4項は、18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金分の均等

割額の減額を規定しています。

最後のページ、附則の第4項から第10項は、株式等の配当所得などに係る課税の特例に、子ども・子育て支援納付金課税額の所得額を追加しています。

この条例の施行期日は令和8年4月1日からとし、令和7年度分までについては、従前の例によるものとしています。

新旧対照表の後につけています、関係資料をお願いします。新税率案と現行税率との比較です。一番上に合算、その下にその内訳の基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分と、今回加える子ども・子育て支援納付金分を記載しています。

一番上の合算で説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては、所得割・資産割の応能割と、均等割・平等割の応益割が50対50になるように求められており、本町の現在の割合は、48.9対51.1となっています。

今回、応能割では所得割を現行の13.3%から0.1%の減、それに子ども・子育て支援納付金分の0.3%を追加し、新税率案13.5%に、現行8%の資産割を廃止しています。

応益割では、県下で金額の低い水準にある均等割を、現行4万5,000円から1,500円増額、子ども・子育て支援納付金分の1,191円を合わせて4万7691円に、県下で金額の高い水準にある平等割を、現行4万7,000円から7,000円減額、子ども・子育て支援納付金分の766円を追加して、4万766円にしています。その結果、本町の応能割と応益割の割合は49.7対50.3、1人当たりの保険料は平均で2,965円の減額になると見込んでいます。

資料の裏面をお願いします。モデルケース比較です。

モデル1、軽減なしの4人世帯です。所得284万円、固定資産税5万円のケースでは、税額の増減はなしとなります。モデル2、2割軽減の4人世帯、所得210万円、固定資産税5万円のケースでは、年間1,300円の減額。モデル3、5割軽減の2人世帯年金所得75万円、固定資産税5万円のケースでは、年間3,600円の減額。モデル4、7割軽減の単身世帯、年金所得40万円、固定資産税なしのケースでは、年間1,000円の減額となります。

この4ケースはあくまでモデルケースですので、所得などの状況によって、保険料の増減額に違いが出てきます。

なお、税率改正につきましては、国民健康保険運営協議会を開催し諮問しました原案どおりの答申をいただいています。

今回の改正による令和8年度の税額減収分については、基金を取り崩して財源を確保する予定としていますが、国民健康保険の状況は、被保険者の減少や医療費の増加などにより、厳しい状況が続くと予想されます。今後も収支のバランスや将来の見通しなどを考慮しながら、適時税率の改正を行っていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） この案につきましては、前回の教育厚生常任委員会のほうで説明があったときに、これは負担増になるなということで意見を言わせていただいたんですが、この一部改正については、前議会のときに私も住民課のほうに基金の活用について聞かせていただいたときに、課長のほうから、来年度に限りは費用抑制のほうで対応したいということの答弁があったように思います。そういう意味で、モデルプランに出されてこれを見せていただいて、確かにいろんなそういう取組はしてくれたなということで分かるんですが、その点は評価をしたいと思います。

ただ、今回の改定の中には、国による子供の子育て支援金の創設ということが、新たにその負担の押しつけが入っております。私は押しつけだと思っております。これは、本来集めた税金の中で、再配分として考えるべきものだと私は思うんです。だから子育て支援の予算は、国の在り方の根本を、私は示すものではないかなというふうに考えます。やっぱり中心だと思えます。

特に出生数が60万人台ですか、落ち込んでいる状況の中で、やっぱり若者世代が安心して子供を産んで、そして育てるという環境をつくっていくためには、政府がそういうことをしっかりやらなければならないというふうに思うわけです。だから私は、政府にこういうことが求められているだろうというふうに思っております。だからそういう環境を育て、つくっていく、そのためにも、その中で子育て世代に負担をかけて何とも思わないような行政のやり方はやっぱりよくないと、間違っているというふうに考えます。

よって私は、こういう法案、負担をかける取組はやめるべきだというふうに考えて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 再度、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 賛成多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（加藤康高君） 日程第6、議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

資料といたしまして新旧対照表を添付しています。そちらを御覧ください。

今回の改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことを受け整理するもので、本条例から保健対策推進協議会委員を削除するものでございます。

削除の理由としましては、当該委員が本条例に規定すべき附属機関の委員としての位置づけに該当しないためでございます。

なお、附属機関とは執行機関から諮問を受け答申するもの、合議制を採用しているものや、委員会として結論等を示すものとされています。

保健対策推進協議会は町民の健康づくり対策の推進を目的とし、活動としましては、保健衛生業務の1年間の活動実績と翌年度の活動計画を報告し、委員から意見、アドバイス等を頂戴するもので、附属機関としての位置づけにないことから整理するものでございます。

なお、当該委員につきましては有償ボランティアとして整理され、災害補償につきましては自治体委託業務等災害補償保険制度に加入することになり、待遇等、特に不利益が生じるものではございません。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 今回、特別職の非常勤の附属機関の委員に該当しないということで削るとのことなんですけど、この議案はそうなんですけど、これに関連して費用弁償なんですけれども、この町の役職委員としてずっと持っていて、ほとんどボランティアみたいな形で協力していただいているんですけども、この日額が、当時財政難であったときに御無理をいただいていたという経緯があると思うんですけど、昨今の物価とか人件費とかを考えて

みたときに、若干でもこの日額見直しというのを検討できないのかなと思うんですけども、この金額を見たときに思ったんですが、そのあたりはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

今、3番議員から御指摘ございました非常勤特別職の報酬の日額でございますけれども、近年見直しがされていないという御指摘で、まさにそのとおりでございます。今後、昨今の物価上昇等の状況も踏まえまして、再度検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第17号 那智勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（加藤康高君） 日程第7、議案第17号那智勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第17号那智勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

〔議案第17号朗読〕

児童福祉法第34条の15第2項において、乳児等通園支援事業は市町村の認可事業とされており、民間施設等が本町で事業を実施する場合、本町の認可を受ける必要があるため、国が定める基準に準じて条例を制定するものであります。

説明は関係資料でさせていただきますので、資料のほうを御覧ください。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、保育所等に入所していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供が、保護者の就労要件を問わずに、保育所等を月一定時間の利用可能枠の中で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されました。この乳児等通園支援事業は、令和8年度から新たな給付制度として、全ての市町村で実施されることとなります。

また、児童福祉法の規定に基づき、認可の基準となる事業所の設備や職員配置などに関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

第1条は条例制定の趣旨について、第2条は使用する用語の定義について、第3条は条例上の最低基準の目的を定めており、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証するものであることについてを規定しています。

2ページをお願いします。第4条は事業者に対する設備運営の向上の勧告などについて、第5条は事業者の設備及び運営の向上などについて、第6条は事業者における乳児等通園支援の提供の在り方や、事業者及び設備に関する一般原則について規定しています。

3ページをお願いします。第7条は非常災害に必要な設備の設置などの非常災害対策について、第8条は利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検や指導、安全計画の策定などについて、第9条は事業者が自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認についてを規定しています。

4ページをお願いします。第10条は事業所の職員の一般的条件について、第11条は事業者の職員が知識及び技能の向上などに努め、研修の機会を確保する事業者の義務について、第12条は事業者がほかの社会福祉施設等を併せて設置するときには設備や職員を兼ねることができることについて、第13条は事業者が利用乳幼児に対して差別的な取扱いを禁止することについて、第14条は事業者の職員の虐待行為などの防止についてを規定しています。

5ページをお願いします。第15条は設備の衛生管理、感染症等の発生や蔓延の防止等の措置を講ずる義務などについて、第16条は食事提供の際に必要な設備の設置について、第17条は事業者が定めなければならない事業運営についての重要事項に関する規定についてを規定しています。

6ページをお願いします。第18条は事業者が備える帳簿の内容について、第19条は事業者の職員の秘密保持に関する責務及び設置について、第20条は事業者の乳児等通園支援に関する苦情に対する対応などについて、第21条は乳児等通園支援事業の区分について、一般型と保育所などの空き定員を利用して実施する余裕活用型に分類されることについてを規定しています。

7ページをお願いします。第22条は一般型を行う事業所の必要な設備、面積基準について規定しています。

9ページをお願いします。第23条は一般型事業における保育士等の職員の配置について、第24条は特例保育を行う事業者が一般型事業を行う場合は前2条の規定を適用しないことについて

てを規定しています。

10ページをお願いします。第25条は一般型を行う事業者が実施する乳児等通園支援は、国が定める保育所保育指針に準じて提供されなければならないことについて、第26条は一般型事業を行う者が利用乳幼児の保護者に乳児等通園支援の理解及び協力を得るよう努めることについて、第27条は余裕活用型を行う事業所の必要な設備及び職員の基準は保育所等の認可基準に基づくことについて、第28条は余裕活用型事業における乳児等通園支援の内容、保護者との連絡については、第25条・26条の規定を準用することについてを規定しています。

11ページをお願いします。第29条は事業者及び職員が行う記録作成などは、書面に代えて電磁的記録による対応も可能であることについて、第30条は事業の設備及び運営に関する基準に関し、この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めることについてを規定しております。

最後の附則において、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません。関係資料の5ページの第17条の（5）保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額という文言があるんですけども、こちらも、もう費用負担していただくということ前提で進められているのかなということのお答えと、何でもこんなことを聞くかと言うたら、前、こども誰でも通園制度の御説明をいただいたときに、僕の提案として、子育て支援として費用負担のないようにしてあげてほしいというふうなことを、一度申し上げたことがあります。

その意味でも、どういった種類のものを取る予定なのかと、どういった制度で取るような取決めをするのかという御説明をいただけたらと思います。お願いします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 5ページの、保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額についてで、費用につきましては、まず、費用は事業者が自由に設定することができるかとされております。国では標準額として、1人1時間当たり300円というふうに言われておりまして、基本、民間事業者がされる場合は民間事業者が決定するものとなっております。

当町の場合、令和8年4月からは公立で実施することとしておりますが、今のところ国の標準の額のとおり、300円を費用負担していただくということを予定しております。それにつきましては、類似の事業であります一時預かり事業のほうも、費用のほうを御負担いただいておりますので、同様に徴収をさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そうしたら、費用負担をいただくということを前提ということなんですけ

れども、民間事業者さんがもしするとなったときに、町のほうでそれを補助してあげるとか、あと、もしくは公立でやるということで、その利用料金を決定するときに規則か何かでやると思うんですけども、これの決定をされるのは町長と思うんですけども、規則策定に当たり、町長としても利用料金は取りたいということですか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 今の御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、公立の場合には300円の負担をいただくこととしておりまして、現在、その規則のほうは準備している段階で、4月1日施行という形でさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） そうしたら、町としてはもう、取るということで進めやるということで、子育て世代の方たちから、金額的に何ぼになるんか分らんけど、子育て支援を協力するんじゃないくて僅かでも取るでという、僕は、理解でええということなのかな。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 先ほども申し上げましたとおり、類似の事業である一時預かり事業においても利用者の皆様に御負担をお願いしており、公平性を確保する観点もありまして、当町では300円を頂く予定としてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） すみません。1つは、一番最初にあるんですが、年齢のほうも、やっぱり法律に基づいて生後6か月から満3歳未満ということで出されたのかなど。これは法律に基づいてということで先ほども言われていますので、それが1つと、第1子・第2子とかのそういう関係はなくて、もう一律に300円という徴収の方法でしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） まず、年齢についてでございますが、国が定める者は、ゼロ歳6か月から満3歳児までという形になってございます。当町としましては、公立で行う事業としましては、ゼロ歳10か月から満3歳となる誕生日を迎えた年度末までを対象とすることを予定してございます。

また、300円の費用に関しましては、第1子・第2子に関係なく一律に300円で、あと、先ほど申し上げていなかったんですけども、生活保護世帯であったり非課税世帯に関しましては、減免制度を設けてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 生後6か月から、うちは10か月からということですね。6か月と、その10か月の意味をどういうふうに解釈したらいいかちょっと分からないんですが、実は、何とい

うか、保育を必要とされる方の部分については、私は6か月未満の子供さんも、10か月未満は当然ですよ。だから国のように、少しでも早くそういう措置を取る方法は考えられなかったのかなということが1つ。

実は、私の子供は大阪にいたときに、ゼロ歳の3か月から保育所に入所させてもらったんですよ。それもやっぱり共働きの家庭の中で、どうしてもこれはいろんなことがあるからお願いしますということで、もう役所のほうにも日参してそういう取組をしてもらって了解を得たことがあるんですが、そういう場合のいろんなことも、働きたいという方の中にはやっぱりそういういろんな方もおられると思いますので、そういうときの対応は柔軟にしてもらえるのかなということをちょっと聞きたいんですが、できたらそういう方法もね。

それから、先ほどから私も前に、保育支援、保育所児童の入所の費用については、もうできるだけ抑えていただくようにということで、一般質問のときにもやらせてもらったんですが、そういうことも含めて、できたら考えてほしいなど。

また300円ということですが、やっぱりそれは今の世の中にあっては、町民にとって負担になる部分については、できるだけ避けていただくということで考えていただきたいというふうに思うんですが。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） まず、ゼロ歳6か月からにできなかったということの理由につきましては、保育所の各園の園長ともお話をさせていただいたんですが、やはり6か月だと、ちょっと保育士のほうもいろいろ、初めてのお子さんを数時間だけ預かることについて不安等もございます。その観点から、一応10か月からという形でさせていただいております。ただ、保護者から、やはり6か月からというふうなお声をいただきましたら、その都度、今後の対応は考えていきたいと考えてございます。

また、300円の利用負担につきましては、先ほどから申し上げましているとおおり、一時預かり事業とのこともございますので、その点はまた今後、検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 保育所の体制の問題も確かにあろうかと思いますが、私は団塊の世代です。その子供といたらやっぱり多い時期ですよ。そういう中でも保育所のほうは、皆さんが困っているということで受入れの体制をつくってくれて、ゼロ歳の3か月からでも入所ができたんですよ。

だからそういうことの対応のために、6か月とかいうことではなくて、もしそういう相談があったときにはぜひ真摯に受け止めていただいて、そういう対応をしていただければなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 通常保育を必要とする子供に関しましても、ゼロ歳6か月からの受入れと当町のほうはしておりますので、ゼロ歳3か月である子供のことにしましては、

ちょっとこちらではすぐ申し上げられないんですけれども、保育所とも相談しながら、またゼロ歳3か月、6か月の方も地域子育て支援センターのほうを利用されている方もいらっしゃいますので、そちらのほうでのお声などもお聞きしながら検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） まず、対象者は何人いて、300円徴収してどれぐらいの人が利用してくれると見込んでいるのかということと、あと、当町には保育園が民間・公立とあると思うんですけど、全施設で対応可能なのかということと、先ほど松本議員も途中で言ってくれたんですけど、ちょっと答弁が分かりにくかったですけど、民間がもしやった場合の補助ですね。

300円って結構、民間でやるとなると厳しい数字なのかなと感覚的には思うんですけれども、その料金を統一するに当たって、町からの支援というか、そういうのがあるのかどうかというのをもう一度確認させてください。

あと、利用者に向けて制度の告知はどのようにされているかということと、あと、結構設備的にはすごく、来る・来ないというのが左右するので、設備の準備がすごく難しいかなと思うんですけれども、その辺は十分なんでしょうかということ。ちょっと多いですが、よろしくお願ひします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） お答えします。

まず、対象者数につきましてですが、令和8年度の対象児童数は30人程度と見込んでございます。利用のほうですけれども、ゼロから3歳までの子供で、月5人が利用すると見込んでおります。時間は月10時間の上限がございますので、一応1人当たり月10時間、目いっぱい使うということで考えてございます。

公立での全施設での対応かという御質問だと思いますが、当町では3施設で対応することとしてございます。

民間の補助に対して町からの支援についてですが、現在、まだ民間のほうで実施をする予定ではないですけれども、そのことに関しましては、民間が実施する際その点のお話をお聞きしながら、ちょっと検討はしていきたいと思っておりますので、現在、その支援については考えてございません。

制度の告知につきましては広報2月号から、誰でも通園制度の事について、一応記事を掲載してございます。また、ホームページのほうにも掲載しております。今後、予定が確定し次第、順次ホームページの情報を直していきたいと思っておりますし、制度実施前には、地域子育て支援センターなどにおいて制度の周知等を行っていきたくて考えてございます。

設備の準備につきましては、保育施設では基本対応できるものとなっておりますので、当町の公立の保育所では、基準については大丈夫ということで理解しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 対象者が30人いて、利用予測が5人で、月10時間で、それを計算しますと1人当たり10時間なので、3,000円ですね。5人で1万5,000円で、年間、長期休みとかもあるのであれですけど、単純に12か月を掛けても18万円の予算だと思うんですけども、松本議員おっしゃるとおり、無料でええんではないかと言いはるんですけど、その18万円もらうというのは、ちょっと利用者が利用しやすい環境なのかなってすごく疑問を感じるの、その点をもう一度検討願いたいと思います。

あと、民間事業者がしないということなんですけれども、ちょっと先ほどから運営側の意見を結構聞いているんですけども、利用者側の視点から見ますと、どこへ預けてもええという状態がベストだと思うので、そういうことに向けて行動されたのかどうなのか、民間の事業者と話し合っ、可能なかどうなのか、値段設定はどうかとかいうのを、話されたんですかね。

その点と、あと告知にしても、インターネットに載せてというのはすごく不親切。それだけじゃないと思うんですけども、確実に利用したい層に届くようにもう少し検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） まず、利用料についてですが、先ほどから申し上げているとおり一時預かり事業のこともございますので、今後、状況を見ながら検討していきたいと考えてございます。

また、民間事業者に関しましては一応、制度の内容であったり、そういうことについてはお話をさせていただいております。ただ、また4月以降実施されるかどうかの意向調査は行っていきたいと考えてございます。

広報についてですが、広報紙・ホームページも今しておりますし、今後は支援センターでの周知のほうもさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） まず、民間事業者がこういうことに参加するかどうかなんですけれども、やっぱり町として利用者さんにどこでも使えるというようにしたいなという意思がないと、こんな話は進んでいかないと思います。民間事業者からしたら、300円で見てくださいというのはすごくハードルの高いことなので、その意思があるかどうか、ほんまに明確に行動で示していただけたらと思います。

あと、料金の件も18万円ということですので、今、子育てが大変な時代ですので、前向きに御検討いただけたらと思います。

あと、最後に、この議案が可決した後に、これ、もう有償か無償かというのは、無償になることも可能なんじゃないかな。その辺、ちょっと確認させてください。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 料金などにつきまして、詳しい内容につきましては別で規則で定めることとなつてございますので、こちらのほうで判断して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） 2番議員が聞いたかったのは、この条例を可決してしまうと、もう完全に有料になってしまうのかと。規則でその値段をするというんやったら、これが通ったとしても無料にすることができるのかという、それを聞きたいという。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 申し訳ございません。この条例を可決しても、料金の金額等は設定してございませんので、この後無償にすることは、規則で定める形になりますので、問題ございません。

以上です。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） そうしたら、執行部側のその考えなんですけどね。この規則をつくって、今後無料にすることについては検討の余地はあるんですか。それとも、もう完全に有償という頭なのか、そこだけちょっと聞かせてください。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 先ほども何回も申し上げているとおり、一時預かり事業で保護者の負担もいただいていることもございますので、また、近隣の状況も確認しながら、無償にするかどうかは検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑。

8番東議員。

○8番（東 信介君） すみません、ちょっと。この条例制定ということ、事業をやられるということなんですけど、これ通常の、今まで1か月ずっと通われていた未満児保育というのと、一時預かりというのと、今回のこども誰でも通園制度という、その違いというのはどんななん。その辺、ちょっと教えて。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども誰でも通園制度と一時預かり事業との違いについてですが、一時預かり事業は、主に保護者の都合に合わせてこどもを園に預けるという制度で、こども誰でも通園制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長していくように、子供の育ちを応援するものとなっております。

基本的に一時預かり事業は、保護者が短時間の就労や疾病、介護、その他の理由によって、家庭での育児に困ったときに利用できる事業でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 通常の未満児保育とはまた別になる。通常の3歳児未満の保育もしていますよね。その短時間の、1時間単位でもやれるという事業でしょう。今回の条例とは別なんでしょう、それは。その辺。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） この誰でも通園制度は、保護者の就労の要件を問わず、また保育所に入所していない子供が対象となりますので、今現在、未満児で保育されているものとはまた別になります。

以上です。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 言うとおりでと思うんですけど、今回この条例を制定するに当たって、多分、国から幾らかの補助が出るんやと思うんですけど、この事業に当たっての補助率というのはどんなんですか。3分の1とか、そういうような感じの補助率なんですか。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 国の負担率につきましては4分の3、県が8分の1、市町村が8分の1となっております。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔8番東信介君「もう一回」と呼ぶ〕

○議長（加藤康高君） もう一度お願いします。

○こども未来課長（寺本智子君） 国が4分の3、県が8分の1となっております。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 私の思いなんですけれども、この、こども誰でも通園制度で費用を取るところがまず理解できないのと、先ほどからちょっと質疑もさせていただいていますが、何て言うんでしょう、取らないという言葉が出ないということは取るということやと思いますし、国が推し進める子ども・子育て支援という観点からも、受益者負担というところ、吾妻さんが言うように18万円ほどというところすら取りたいというのがひしひしと伝わってきますし、子供一時預かりという制度との公平性というふうなことを、私たち質問で言っているんじゃないかと、この条例に対してええか悪いかということをやっていますので、僕はこの条例はあまり

よろしくないと思います。原案に反対いたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 原案に賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 原案に反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第18号 那智勝浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（加藤康高君） 日程第8、議案第18号那智勝浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第18号那智勝浦町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

〔議案第18号朗読〕

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、町が乳児等通園支援事業を実施する事業者に対して給付費を支給する特定乳児等通園支援事業について、その具体的な運営に関する基準を定めるものです。

関係資料で説明させていただきますので、資料のほうを御覧ください。

乳児等通園支援事業は、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付事業として、全国の全ての自治体で実施されることとなっております。令和8年4月1日より、子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業を実施する事業者のうち、国の基準に基づいて、町が定める条例の基準を満たしていることが確認できた事業者は、特定乳児等通園支援事業者として乳児等支援給付費が給付されることとなることから、事業を実施する事業者が従うべき運営上の基準を定める必要があるため、国が定める基準に準じて、本条例を制定するものであります。

この条例における特定とは、自治体が定める基準を満たしているとして町からの確認を受け、

公的な給付の対象となる事業であることを意味しております。

第1条は条例の制定の趣旨について、第2条は使用する用語の定義について、第3条は特定乳児等通園支援事業者における支援の提供の在り方など、必要な体制の整備に関する一般原則についてを規定しています。

2ページをお願いします。第4条は事業者が定める1時間・一月当たりの利用定員について、第5条は事業者が行う、利用する子供の保護者との面談方法についてを規定しています。

3ページをお願いします。第6条は事業者が保護者から利用申込みを受けたときの理由のない応諾拒否の禁止について、第7条は事業者は町が行うあっせん、要請にできる限り協力することについて、第8条は事業者が最初に支援を提供するに当たり乳児等支給認定証の確認を行うことについて、第9条は事業者が認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合、適切な申請がなされるよう援助することについて、第10条は事業者が通園支援の提供に当たり、子供及び保護者の心身の状況や養育環境などの把握に努めることについてを規定しています。

4ページをお願いします。第11条は事業者が保育所等との密接な連携に努めることについて、第12条は事業者が通園支援を提供したときは提供した日時、時間、内容などを記録することについて、第13条は事業者による保護者からの利用負担額の受領などについてを規定しています。

5ページをお願いします。第14条は事業者が法定代理受領した乳児等支援給付費の額を保護者へ通知することなどについて、第15条は事業者が保育所保育指針に準じて支援の提供を行うことについてを規定しています。

6ページをお願いします。第16条は事業者が提供する通園支援の質の評価を行い改善を図ることについて、第17条は事業者が子供とその保護者の相談に応じ必要な助言、援助を行うことについて、第18条は子供の体調が急変した場合などには、速やかに保護者や医療機関等へ連絡するなどの必要な措置を講じることについて、第19条は子供の保護者が不正行為などにより給付費を受領したときなどに係る町への通知について、第20条は事業者が定めなければならない重要事項に関する規定の項目についてを規定しています。

7ページをお願いします。第21条は事業者の適切な支援の提供可能な勤務体制の規定などについて、第22条は事業者が利用定員を超えて支援を提供してはならないことについて、第23条は事業者の運営規定の概要などの掲示などについてを規定しています。

8ページをお願いします。第24条は事業者が子供の国籍などにより差別的な取扱いをしてはならないことについて、第25条は事業所の職員が子供の心身に有害な影響を及ぼす行為を禁止することについて、第26条は事業所の管理者、職員が業務上知り得た子供やその家庭の秘密を漏らしてはならないことなどについて、第27条は事業者が行うべき保護者に対する支援内容の情報提供などについてを規定しています。

9ページをお願いします。第28条は事業者を紹介する代償として金品等の利益を供与・收受をしてはならないことについて、第29条は事業者が子供・保護者からの苦情に対し適切に対応するために、苦情受付窓口の設置、内容の記録や報告などを行うなどの義務についてを規定しています。

10ページをお願いします。第30条は地域住民などとの連携・協力を行うなど地域等の交流に努めることについて、第31条は事業者が事故の発生や再発防止のために必要な措置を講じることについて、第32条は通園支援事業とほかの事業の会計の区分についてを規定しています。

11ページをお願いします。第33条は通園支援事業所の会計などの諸記録、支援の提供に関する記録などを整理し、5年間保存することについて、第34条は事業者が記録・作成・保存すべき書面は電子データとして保存や交付などを行うことができることについてを規定しています。

13ページをお願いします。第35条は事業の運営に関する基準に関しこの条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しています。

最後の附則において、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 原案に反対の立場で討論します。

同じく費用負担が発生する、この条例の提案について、私は反対します。住民の福祉の向上というのが議員必携にも書かれていますし、少しでも負担が少なくなるようにするべきだと考えますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 賛成多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第19号 那智勝浦町那智高原公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例

○議長（加藤康高君） 日程第9、議案第19号那智勝浦町那智高原公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第19号那智勝浦町那智高原公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

〔議案第19号朗読〕

添付しております新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は、第3条の公園の名称、位置及び内容にございます、那智高原公園内の施設のうち既に撤去済みとなっているローラースライダー1基、総合案内施設1棟、遊具施設一式の部分と、第12条の利用料の条文から、ローラースライダーの利用料金に係る部分をそれぞれ削除するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

1番引地議員。

○1番（引地稔治君） この条例に関しては問題ないですけど、この施設管理のところで、ローラースライダーは、これ、もう撤去してあるんですね。現実、この総合案内所と。これで、そもそも何年に設置されて、どれぐらい稼働したのかな。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） ローラースライダー等の利用実績ですけれども、こちらの設置年月日ですけれども、平成4年度、5年度にかけて、山村林業構造改善事業という補助事業で設置しております。それぞれのスライダー事業の実績とかは、ちょっと今手持ちで把握していないのであれですけれども、経過は30年以上たっているものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 1番引地議員。

○1番（引地稔治君） これ、30年以上たったある、あれは鉄骨みたいな感じやったけど、これ管理ができたあつたら、もう使えような状態で危険性があつたから撤去したんですか。ですよね。それまでに管理がちゃんとできていなかったからそういう状態になったのか、それとも、現実に人気もないし、もうこれは要らんやろうという感じで撤去になったんですかね。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 年々、毎年のメンテナンスというのは、ちょっとこの場では把握していないので分かりませんが、災害以降、実際に木製の遊具等、ネット等ございまして、そういったところは経年劣化に加えてそういった災害等の被害を受けていますので、利用等はされていませんでした。使用するにはちょっと危険ということで判断して、撤去に至っております。

ローラースライダーのほうも木製の部分というのがありますので、そちらの部分の傷んできていまして、これにお金を投入して直すべきかどうかというところを検討した結果、危険であるということと費用がかかり過ぎるということで、使用禁止にしております。

公園の下のほうにあります遊具等は、令和6年度に撤去しております。ローラースライダーにつきましては、令和7年度に撤去しております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時00分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第20号 那智勝浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第10、議案第20号那智勝浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第20号那智勝浦町火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

〔議案第20号朗読〕

添付しております新旧対照表をお願いいたします。

本条例は、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法に基づき許可の手續等について定めるものでございます。

第14条は、火入れの中止に関する条文でございます。

今回の改正につきましては、令和7年2月に発生しました大船渡森林火災を受け、昨年12月議会におきまして那智勝浦町火災予防条例の一部が改正され、これに伴い、本条例の関係条文の文言を改めるものでございます。

第14条第1項で、「異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には」の部分で、「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発令され、又は火災警報が発令されている間は」に改め、第2項も同様の文言に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第21号 中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例

○議長（加藤康高君） 日程第11、議案第21号中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 議案第21号中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

中小企業金融基金の設置、管理に関する条例を廃止する条例、中小企業金融基金の設置、管

理に関する条例（昭和39年条例第23号）は廃止する。

この条例につきましては昭和39年に制定され、中小企業金融相談事業の損失補償に充てるために設置することを目的としております。

中小企業金融相談事業とは、町内における中小企業の振興を図るための事業の一環として町が低金利で資金を融資する制度で、平成21年度までは利用実績がございましたが、現在15年以上にわたり利用実績がございません。

また、これに代わる制度としまして、日本政策金融公庫のマル経融資があり、それに対する町独自の利子補給制度もございます。そちらにつきましては、令和6年で40件の実績がございます。

このように現在、中小企業の方々が利用する融資制度は、中小企業金融制度からマル経融資などの利用へと移り変わり、当該制度は一定の役割を果たしたと考えるため、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。（経過措置）

2、この条例の施行日において中小企業金融基金に積み立てられている基金は、那智勝浦町一般会計に繰り入れられるものとする。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、廃止に当たって、貸倒れとかはないということでしょうか。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

平成21年度で、最終返済も全て滞りなく頂いているところでございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東 信介君） ちょっと1点だけ教えてください。マル経と、この企業融資の金利だけ、ちょっと教えてほしい。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 町の制度に対する銀行の金利ということですかね。銀行はその当時の銀行のレートになります。町としましては、町の積立金として、借りた方に年利0.4%を頂いておりました。プラス、銀行の利子ということになります。

すみません、日本政策金融公庫のマル経の利子については、現在、最新のものはちょっと手元ございません。大変申し訳ございません。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 手数料を頂いておるということは、マル経のほうが利子補給したというこ

とで、そっちのほうが安い、金利的にはという感覚でええかな。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） もう、この制度の利用者が、平成21年度で利用者がなくなっているというところがございますので、その辺は利用者がいろいろ検討した結果、恐らく、もう一般の民間のほうが使い勝手がいいということで、そちらに流れていったということで、恐らく民間のほうがよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議案第22号 那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第12、議案第22号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 議案第22号那智勝浦町建設残土処理場に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町建設残土処理場に関する条例（平成25年条例第11号）の一部を次のように改正する。

資料としまして、新旧対照表を添付していますので、そちらを御覧ください。

今回の改正は、昨今の工事費等の高騰による場内整備に係る維持管理費が上昇しており、搬入量1トン当たり1,100円から1,320円に、搬出量1トン当たり330円から550円に改正いたしま

す。近隣の残土処理場の使用料と同等の基準に引き上げるものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第23号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第13、議案第23号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 議案第23号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第23号朗読〕

次ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される、消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、その特性に応じた内容になるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う輪島市大規模火災を受けて、大規模災害時の電気火災対策が重要であることを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、所要の改正を行うものでございます。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいておりますので、そちらで御説

明いたします。

第7条の2につきましては、対象火気設備等に簡易サウナ設備を追加したものでございます。第1項第1号から第2号につきましては、簡易サウナ設備について、周囲の可燃物との離隔距離についての規定及び安全を確保する装置等に係る規定を設けるものでございます。

第2項につきましては、簡易サウナ設備について、火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造などの規定を設けるものでございます。

2ページをお願いいたします。7条の3につきましては、7条の2に簡易サウナ設備の規定を追加したことによる条の繰下げ、及びサウナ設備を一般サウナ設備に、字句を改めたものでございます。

29条の7につきましては、住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記したものでございます。

3ページをお願いいたします。第44条につきましては、火を使用する設備等の設置の届出に簡易サウナ設備を追加し、同条第7号中、サウナ設備を一般サウナ設備に、字句を改めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年3月31日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） それでは、異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第24号 那智勝浦町中学校給食費条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第14、議案第24号那智勝浦町中学校給食費条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議案第24号那智勝浦町中学校給食費条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町中学校給食費条例（令和2年条例第22号）の一部を次のように改正する。

中学校給食費条例につきましては、令和2年度の下里中学校給食室整備により、色川中学校を除く宇久井・那智・下里中学校への学校給食開始時に、公会計による運用を行うことから制定されたものでございます。

現在、これ以外の学校、色川中学校と各小学校につきましては、各学校において通帳会計による運用を行っており、学期ごとに補助金を支給し、学期末に精算を行っております。今回、会計の透明化を図るとともに、学校職員の負担軽減を図ることを目的に、色川中学校と各小学校におきましても公会計化を図りたいと考えており、対象範囲を全ての学校に拡大するものでございます。

改正箇所につきましては、資料といたしまして新旧対照表を添付しておりますので、そちらを御覧ください。

右側が改正前、左が改正後となっております。題名、第2条定義、第3条学校給食の実施について、それぞれ対象範囲を中学校から学校に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第25号 那智勝浦町須崎子ども会運営委員会条例

○議長（加藤康高君） 日程第15、議案第25号那智勝浦町須崎子ども会運営委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議案第25号について御説明いたします。

〔議案第25号朗読〕

須崎子ども会運営委員会につきましては、同和教育の本質を踏まえ、自主的で心身ともに健全な子供の育成を目的として組織された須崎子ども会活動の育成・指導及び運営に当たることを目的として、昭和49年10月に教育委員会規則で定め、運営を行ってまいりました。

運営委員につきましては、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員として報酬を支給しておりますが、地方自治法、地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用が厳格化される中で、任用根拠について整理を行う必要が生じております。今回、委員会の性質と委員の任用根拠について整理を行い、委員会について条例化することで、委員の任用根拠を明確化するものでございます。

条例化する理由といたしましては、須崎子ども会運営委員会が条例で制定すべき附属機関としての位置づけに該当するもので、議案第16号の説明でもありましたが、附属機関とは、執行機関から諮問を受けて答申するもの、合議制を採用しているものや、委員会として結論を示すものとされております。運営委員会は、須崎子ども会活動に関する事業計画、予算及び決算について審議を行うものであることが理由であります。

次のページをお願いいたします。

第1条は設置及び目的について定めています。那智勝浦町須崎地区の子ども会活動の育成、指導及び運営に当たることを目的としております。

第2条は審議事項について、事業計画及び具体的な方法、予算並びに決算、子ども会指導員の選出等について審議を行います。

第3条につきましては委員の構成について、町民センター館長、福祉課をはじめ関係地区の地区役員、小・中学校教職員及び地区代表ほかとなっております。

第4条及び第5条は役員と任期について、任期は2か年でございます。

第6条は委員会の開催について、第7条につきましては会計及び庶務について、事務局は教育委員会に置き、会計及び庶務は専任主事が行います。

第8条、9条につきましてはそれぞれ報酬及び費用弁償、経費について定めております。

第10条につきましてはその他について、条例のほか、運営及び指導に必要な事項については教育委員会で定めるものです。

附則といたしまして、令和8年4月1日から適用いたします。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第26号 那智勝浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例

○議長（加藤康高君） 日程第16、議案第26号那智勝浦町子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議案第26号について御説明いたします。

〔議案第26号朗読〕

子どもの読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律により、子供の読書活動の推進に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな成長に資することを目的に、政府が子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定することとされています。

また都道府県は、国、市町村におきまして国及び県の策定した計画を踏まえ、それぞれ子ども読書活動推進計画の策定に努めるよう定められております。本町におきましても、これらを踏まえて、平成24年から第1次、平成29年に第2次那智勝浦町子ども読書活動推進基本計画を策定し、5年をめぐりに改定しているところでございます。令和7年度におきましても、第3次計画の策定をしているところでございます。

計画の策定に当たりましては、現在、要綱で定めている那智勝浦町子ども読書活動推進計画策定委員会で協議を行うこととしておりますが、委員につきましては、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職非常勤職員として、報酬を支給しております。

地方自治法、地方公務員法の一部改正により特別職非常勤職員の任用が厳格化される中で、任用根拠について整理の必要が生じており、今回、委員会の性質を委員の任用根拠について整

理を行い、委員会について条例化することで、委員の任用根拠を明確化するものでございます。

条例化する理由としましては、子ども読書活動推進計画策定委員会は、読書活動推進計画の策定に当たり、執行委員機関からの委嘱を受けて協議を行い提言するもので、附属機関に該当することが理由であります。

次のページをお願いいたします。

第1条は目的及び設置について定めております。冒頭で御説明しましたように、上位法の定めによるものでございます。

第2条は所掌事務について定めております。推進計画の策定、その他教育委員会が必要と認める事項について協議し、提言するものでございます。

第3条は組織、第4条は任期について定めております。学識経験者をはじめ学校教育、保育所等関係者のほか、読書活動に係るボランティアである者等を構成委員としております。任期につきましては、委嘱または任命された日から、推進計画が策定されるまでの期間であります。

第5条、第6条につきましては、それぞれ役員と会議について定めております。

第7条は処分について教育委員会事務局で処理をするものであります。

次のページをお願いいたします。第8条は委員会の運営について定めております。

附則といたしまして、公布の日から施行、会議の招集について定めております。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第27号 那智勝浦町長期総合計画の策定について

○議長（加藤康高君） 日程第17、議案第27号那智勝浦町長期総合計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 初めに、すみません、議案説明の前に、このたび議案の調製、製本に際しページ漏れがございました。お配りさせていただいております95の1、1枚物でございます、のページが96ページとなりまして、以降のページが順に変更となります。議案の調製に当たりましては細心の注意を払うべきところ、私どもの確認不足で、大変このたびは御迷惑をおかけしました。この場をお借りしましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。それでは、議案第27号について御説明させていただきます。

〔議案第27号朗読〕

初めに、長期総合計画については、平成23年の地方自治法の改正により、策定の実施及び策定時に議会の議決を得るかどうかは、自治体ごとの判断に委ねられることとなっております。

本町においては、平成26年の第4回定例会にて御可決いただいた那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例によりまして、長期総合計画の基本構想及び基本計画の策定等については、町議会の議決が必要となっております。こうした経緯もございまして、前計画である第10次長期総合計画につきましても、令和3年3月議会にて議決をいただいております。

それでは、まず、第11次長期総合計画の策定経過につきまして御説明いたします。

第11次長期総合計画の策定に当たりまして、まず、令和6年12月9日に堀町長から、各団体の代表や町民の公募委員から構成されます長期総合計画審議会の意見をいただきたく諮問いたしました。

長期総合計画審議会は、公募による委員2名、各種団体代表12名、町代表2名の16名で構成されております。長期総合計画審議会の皆様には、1年2か月にわたり審議会を6回開催し、今後の那智勝浦町の在り方について、慎重に審議を重ねていただきました。

令和7年2月には町民ワークショップ、令和7年8月には子供向けワークショップ、令和8年1月に審議を踏まえ策定しました素案に対するパブリックコメントを実施し、6名の町民の方から33件の御意見をいただき、令和8年2月20日に、町長に第11次長期総合計画素案を答申いただきました。

それでは、第11次長期総合計画の内容につきまして御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、令和7年8月23日に開催いたしました子供向けワークショップのページでございます。こちらにつきましては、直接的に長期総合計画の素案に反映したものではありません。

子供たちに、ブロックを通して遊びながら将来の那智勝浦町について自由に表現してもらい、改めて自分が住んでいるまちのことを考えたり、まちづくりに興味を持ってもらう機会となればと思ひ開催したものでございます。

1枚めくっていただきまして、目次でございます。1ページから10ページまでは序論、11ページから16ページまでは基本構想、17ページから63ページまでは基本計画、64ページ以降が資料編となっております。

それでは、2ページを御覧ください。計画策定の背景と目的でございます。

第10次長期総合計画が本年3月で終了を迎えるため、第10次長期総合計画で推進してきた施策・事業の取組状況等を精査し、時代や社会の潮流を踏まえつつ、持続可能なまちを築くことができるよう策定いたしました。

3ページをお願いします。第11次長期総合計画の位置づけでございます。

本町の全ての計画の指針となる計画であり、地方創生の観点から実効性の高い計画とされる総合戦略との関係が深いことから、本計画の基本計画に総合戦略を包含して一体的に策定するとともに、各指標や施設等については、毎年度評価・検証するものとしております。

第11次長期総合計画の計画期間につきましては、基本構想は10年間としますが、基本計画は、中間年となる5年後に見直しを行うこととしております。

続いて、7ページをお願いいたします。第11次長期総合計画を作成するに当たり実施しました住民意識調査の結果及びワークショップにおける課題や提案でございます。

9ページをお願いします。そこから見えてまいりますまちづくりに向けた主な課題といたしまして、人口減少対策とシビックプライドの醸成、インフラ整備と災害の復旧、地域経済の活性化、自治体DXの推進、ウェルビーイングの向上につながる取組となっております。

続いて、12ページをお願いいたします。基本構想1、那智勝浦町の将来展望、(1)まちの将来像でございます。

前計画では、「着実にわがらで創る笑顔のまち那智勝浦」を将来像に掲げ、その実現に向けた施策を展開してまいりました。前計画の基本構想策定から10年が経過し、町民のニーズや行政が対応すべき課題を把握した上で、町民と行政が一体となり、社会の変化に対応したまちづくりを進められるよう、本計画において目指すまちの将来像を、「歴史・文化と自然が奏でる世界に開かれた町～町民が輝き笑顔あふれる那智勝浦～」と決めました。

まちの将来像に込めた思いでございます。

町民が望む本町の姿について、子供から高齢者まで安心で快適に暮らし続けられる環境や、交通の利便性向上が重要であるとの意見が多く寄せられました。特に子供・若者が定住するためには、教育の機会や就労先の確保、子育て支援等にも力を注ぐ必要がございます。

本町の活気と潤いを保ち、いつまでも暮らすことができる地域社会を目指すためには、まちの魅力である地域資源を生かすことが大切であります。アメリカの雑誌タイムが発表した令和7年の世界で最もすばらしい場所に、世界遺産熊野那智大社と青岸渡寺が選ばれ、世界中から今後、一層観光客が訪れることも予想されます。このため、町が誇る歴史、文化、自然や水産資源等を活用しながら、観光誘客や関係人口、交流人口を拡大することで、人口減少対策や産業振興に取り組むことが求められます。

また、町民自らの夢や希望をかなえられる環境づくりや、新たなチャレンジを応援することも求められています。このような様々な取組を進めることにより、世代を問わず、町民の誰もが輝き、子供から高齢者まで誰もが笑顔で暮らし続けられる地域社会の実現を目指してまいります。

13ページの（２）本計画における目標人口でございます。

まちの将来像の実現に向けて各種施策を推進することにより、出生数の増加による合計特殊出生率の上昇と転出抑制、転入促進の効果が生まれることを見込み、本町の目標人口を、総人口1万829人、令和17年10月時点と設定いたしました。

その下の（３）本計画における目標指数でございます。

まちの将来像の実現に向けて暮らしやすさを向上させる施策を推進することで、住民の福祉度、ウェルビーイングといいますが、向上につながると考え、２つの目標指標としまして、主観的幸福感の住民の平均7.5点、また、地域の暮らしの満足度の住民の平均7.0点と定めさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

まちの将来像の実現に向けた6つの基本目標といたしまして、Ⅰ、地域で支え合う笑顔あふれるまち、Ⅱ、学びと歴史・文化を未来へつなぐまち、Ⅲ、安全で快適に暮らせるまち、Ⅳ、活気と潤いを感じられるまち、Ⅴ、災害に負けない、強くしなやかなまち、Ⅵ、町民とともに創る、持続可能なまちとなっております。

16ページをお願いします。計画の施策体系といたしまして、6つの基本目標とそれぞれの施策項目でございます。

Ⅰ、地域で支え合う笑顔あふれるまちにつきましては、高齢者福祉の充実、2、子ども・子育て支援の充実、3、障害者・児童支援と社会保障の充実、4、保健医療の充実でございます。

Ⅱ、学びと歴史・文化を未来へつなぐまちにつきましては、1、教育環境の充実、2、生涯学習の推進と人権意識の高揚、3、文化財保護・保存と文化振興でございます。

Ⅲ、安全で快適に暮らせるまちにつきましては、1、交通体系の整備、2、都市基盤の整備、3、環境対策の推進、4、生活安全の推進でございます。

Ⅳ、活気と潤いを感じられるまちにつきましては、1、観光業の振興、2、農林業の振興、3、水産業の振興、4、商工業の振興と雇用機会の創出でございます。

Ⅴ、災害に負けない、強くしなやかなまちにつきましては、1、災害に強い環境の整備、2、地域防災体制の強化、3、消防体制の整備でございます。

Ⅵ、町民とともに創る、持続可能なまちにつきましては、町民と対話する行政の推進、2、移住・定住の推進、3、行財政運営と町民サービスの向上、4、広域連携の推進でございます。

それでは、基本計画につきまして御説明させていただきます。18ページをお願いいたします。

基本計画の見方を御参照ください。基本目標、施策項目があり、施策項目ごとに、町が目指す方向、施策の進捗状況を把握する指標、こちらが総合戦略における目標指数となっております。こちらの指標につきましては毎年度の評価検証の対象となり、目標値は前期基本計画終了時で記載しております。

次に、住民意識の結果から見る施策の満足度、優先度をグラフ化した施策項目に対する住民意識調査結果からの考察でございます。

19ページですが、目指す姿を実現するための施策の内容と、担当課施策項目に該当する主な

個別計画を記載しているところがございます。

20ページをお願いいたします。基本目標のⅠ、地域で支え合う笑顔あふれるまち、施策項目1の高齢者福祉の充実。目指す方向は、地域共生社会の概念が定着し、様々な支援が必要な人への支援体制が整ったまち、高齢者が積極的に自ら健康づくりに取り組むまちとしております。

指標としましては、生活支援コーディネーター定例会開催回数、現状値は年7回、目標値は12回。個別ケア開催回数が、現状1年に11回、目標値12回。要介護認定率、現状値18.89%、目標値が19.0%。認知症カフェの開催箇所数が、現状値2か所、目標値4か所。介護事業所との連絡会議開催回数が、現状値年2回、目標値は、現状を維持し続ける年2回としております。

21ページの施策の内容につきましては、(1)地域共生社会の実現、担当課は福祉課・町立温泉病院。(2)の地域包括ケアシステムの深化につきましては、担当課は福祉課・町立温泉病院。(3)の介護予防・健康づくりの推進、担当課は福祉課・住民課。(4)の認知症への取組の推進、担当課は福祉課。(5)の将来を見据えた介護基盤の整備、担当課は福祉課。

これら施策項目に該当する個別計画は、那智勝浦町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、また那智勝浦町健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、那智勝浦町国民健康保険データヘルス計画となっております。

以降、27ページまでが基本目標のⅠ、地域で支えあう笑顔あふれるまちというふうになっております。28ページから33ページまでが基本目標Ⅱの、学びと歴史・文化を未来へつなぐまち、34ページから41ページまでが基本目標Ⅲの安全で快適に暮らせるまち、42ページから49ページまでが基本目標Ⅳの活気と潤いを感じられるまち、50ページから55ページまでが基本目標Ⅴの災害に負けない、強くしなやかなまち、56ページから63ページまでが基本目標Ⅵの町民とともに創る、持続可能なまちというふうに、それぞれ同様に、施策項目、目指す方向、指標、施策の内容、担当課、個別計画を記載しているところがございます。64ページ以降は資料編となっております。

説明については以上になります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、ページ数43ページと49ページでロケットの表現があるんですけども、片方はカイロスロケットになっていて、片方はロケットになっているんですけど、何か意味があるのかと。もしカイロスロケットというのが正解だとしたら、民間のスペースワン株式会社さんなので、民間の事業所さんの商品を長期総合計画のほうに載せるのは問題ないのかというところを教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 御指摘というか、ありがとうございます。9番議員おっしゃるとおり、43と49については、表現がカイロスであったりロケットであったりということでございます。

今現在、実際のところ、カイロスロケット応援という形で続けているところがございますが、

今後やっぱりロケット産業として、町として動く、いろんな形で集積、企業の誘致であったりということであれば、ロケットという形にしておくほうが好ましいのかなというふうに思いました。

ちょっとこの議案を提出した中で、もし言葉の修正がお許しいただけるなら、こちらをロケットという形に変えたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） すみません、ただいまの観光企画課長のほうから報告ありました43ページの、(2)のカイロスロケットというところをロケットということで修正しても、皆さん、大丈夫でしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） そうしたら、修正という形で上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 3つあるんですけど、1つは初めの部分ですね。歴史・文化と自然が奏でる世界に開かれた町というのは、今までの文言とちょっとがらりと変わったなと感じるんですけども、これは誰が考えてどういった影響があるのかちょっと教えてくださいというのと、あと、もう一つはパブリックコメントの立ち位置とといいますか、僕もパブリックコメントを書かせてもらったんですけど、今聞いたら数字も少なくて残念だなと思うんですけど、どういったふうに募集をされたのかということと、これは何かせなあかんことになってあるからしているのか、それとも意見を反映してこの素案に反映するものなのかという、立ち位置をちょっと教えてくださいというのと、あともう一つはちょっと具体的な話になるんですけど、48ページの商工業の振興と雇用機会の創出してすごく大事なテーマだと思うんですけど、その指標が、空き店舗活用事業による新規開拓開業数というのが11件、現状あって、目標が10件に減っているんですよ。

民間感覚からいきますと、活性化していこうというのに今現状より低い目標を立てるのは、すごくあり得ない。知恵も出てこないと思いますし、緩やかに人口とともに減少していくのが目標なのかなと感じてしまいますが、この辺はどういった考えでやっているのかなと。

前も元副町長の答弁で、観光業の雇用を頑張りたいという答弁をいただいたことがあったんですけども、そういったことは一切載ってこないですし、あれは言っただけなのかなと。こっちのほうでちょっと文章で載っているんですけど、やはり数字目標をしっかり掲げて取り組まないと結果につながらないと思いますので、その辺をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） まず、町の将来像の歴史・文化と自然が奏でる世界に開かれた町～町民が輝き笑顔あふれる那智勝浦～という、このキャッチフレーズとといいますか、これは誰が考えたのかということと、もちろん審議会で話し合った上です。

ある程度、案的なものは、こういうのはいかがでしょうかという、もちろん事務局としては

出させていただいて、実は案が2つあったやつをうまく組み合わせて、折衷案といいますか、もう本当に審議員の皆さんが納得した上で、これいいよねというような形でできた将来像のキャッチフレーズでございます。

続いて、パブリックコメントの反映の仕方でもよかったでしょうか。すみません。先ほどちょっと説明でもありましたように、今回、6人の方から33件のパブコメをいただきました。そこで、反映につきましては、第6回の審議会で審議員の皆さんにお諮りさせていただきました。一応今回、結果としましてはパブコメはこの計画には直接的には反映されていないんですが、もちろんそこは審議委員の皆さんから御了解といいますか、そういう話にはなっております。

なぜかといいますと、やはり意見につきましては、実施する各課が実際、具体的に今後の施策として実行する参考意見として、各課が実際に具体的に進めていくというような形で聴取したものでございますので、それは計画に反映しなくても各課に共有して、そこで具体的に施策を進めていくというような形で、審議会のほうは加筆修正はないということで御了解をいただいております。

そして、空き店舗の数字が1減少というところでございます。この間、先ほどの説明の中で、総合戦略も毎年各課の副課長が出ていただいて検証している中で、この間、11件という数字ではあるんですが、この要綱の見直し等という形で担当課も考えているところで、今回、目標値としては10件というような形を上げているところでございます。

もちろん目標値で、議員おっしゃるとおり、前回の目標値より下がるというところは、いろんな面でマイナス思考ではないかというような御指摘もあろうかと思いますが、ここはまさに今後状況を見ながら、1年1年……。すみません、5年です。指標は5年なんですけど、総合戦略の検証は1年1年やってまいりますので、そこはしっかり検証しながら、実情に合わせた形で高い目標を設定しながら、担当課としてはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

次は観光、42ページでよろしいでしょうか。42ページの観光業の振興というところで、指標が少な過ぎるような御意見でしたでしょうか。指標といいますか、項目が。

〔2番吾妻正崇君「そうですね48の」と呼ぶ〕

○観光企画課長（村井弘和君） 48。すみません。なるほど、空き店舗しかないからというところでございますか。指標の数が1つしか掲載されていないというような形でよろしかったでしょうか。

〔2番吾妻正崇君「そうです。観光業の雇用にも力を入れていくって言ってたんですけど、それが書かれてないので、そんなんで」と呼ぶ〕

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、観光業については42ページのほうで、宿泊者数であったりということは指標として上げさせていただいております。

〔2番吾妻正崇君「雇用は宿泊者数が増えて雇用が勝手に増えるっていう考えですか。」と呼ぶ〕

○観光企画課長（村井弘和君） もちろんおっしゃるとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） すみません、まず初めのテーマといいますか言葉のところは皆さんで決めたということなんですけれども、すごく大事なことだと思います。何かこういうことをしていきたいねというのが、これがこの言葉で連想できることが、すごく町民にとって分かりやすいことだと思うので、その辺がもうちょっと意図がはっきり分かりやすくなれば、皆さんに伝わりやすいかなと思いますので、その辺の工夫もぜひ、よろしくお願いします。

あと2番目の部分で、ちょっと意図がすごくずれていたなと思っているんですよ。僕の質問は、どういう立ち位置なんですかって、パブリックコメントが。ただやらずにちゃいけないからやっているのか、意見を反映するためにやっているのかという質問に対して、結果的に変わっていませんという答弁はいただいたんですけど、どういうふうにパブリックコメントを捉えていたのか、つくるに当たってですね。というところを聞きたいんですよ。

というのも、すごく期間が短くて、募集期間が。募集されて締め切ってから発表までの期間も、すごく短いんですよ。これは本当に反映する気があったのかなと、すごく疑問に思います。その辺は十分確保しているという話をしてほしかったんですけど。そういう意図です。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） まちの将来像については、議員おっしゃるとおり、今後10年間このキャッチフレーズで行くわけでございますので、その説明としまして、その12ページの「町の将来像に込めた思い」という形で、ちょっとこれは住民の皆さんに実際に読んでいただいて、御理解いただければなというふうには思っているところでございます。

そして、パブリックコメントを実施した意味というような形だと思います。長期総合計画におけるパブリックコメントは、第10次、前計画でも行いました。今回につきましても、パブコメの意義としましては民主主義の確保であったり行政運営の透明性の確保、そして中身の政策の質の向上などということを目指して行っております。

今回のパブリックコメント、先ほども申し上げましたけど、実際反映はしていないというところがございますが、行政側、私どもが気づきにくいところであったり、また課題であったり地域のニーズの拾い上げというところで、今回、パブリックコメントを実施させていただいたというところがございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） パブリックコメントを募集した日程と、それを委員の人に発表した日数と、町長にこれを進言した日にちをちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

パブリックコメントの期間が1月20日から2月1日までとなっております。そしてパブリックコメントの審議の日が2月18日です。2月20日に町長に答申をしているような流れでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） パブリックコメントをもらったのが1月末で、2月18日に委員にそれを説明したんですね、こんなコメントがありましたと。その2日後に町長に言ったんですね。そんな短い期間でこういった膨大な計画を、住民の意見を反映してやり直せるのかという、初めからそういうタイトな日程で反映できるのかということ、僕は言いたかったんです。

もう結構です、質問の回数もあれなので。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） すみません。この方針計画ですが、例えば具体的な検証ですね、この前の10次のやつの検証。多分、これはそういう報告はなされていませんよね、検証の報告を。そういうのはあったのかな。それをちょっと僕ははっきり覚えていないので。

具体的な検証があって、新たに方針を出すということになるのではないかなと思うんですが、この方針のやつを、僕もぱっと見て、確かに常任委員会のとときか何かで出してくれていますね、案みたいな素案のやつを。

だけれども、あのときにこれを読んでくださいねということで多分資料提出したんだと思いますが、ただ、こういうことに具体的にになったときに、僕はやっぱり一定の説明会というか、全協とか何でもいから、一定の説明があった上でこんなふうに考えていますと。その前回の検証結果はこうだったので、こういう方針を考えていますとかいうことで出されているんやったら分かるんですが、これ出されてぱっと見ても、これだけの文章を、予算書も見ながらこれを読むのは無理です、正直言って。

それで前のときに、あれでするんやったら、そのときに一定の、僕らはほら、常任委員会といっても、そんなに毎月、毎月やっていないですやん。だから一定のそういうやつは、そういうときにやっぱり一定出してもらって、事前審査になってもいかんけれども、それにならない程度で、こういう方針で考えておりますとかいうやつ説明会は、これ、あってもいいんじゃないかなと、こういうやつは特に。ここで説明するよりもね。だから、もう一遍そういうことも含めて検討していただきたい。

先ほど吾妻議員の説明があったんですが、やっぱりこの日程表のあれを見ても、パブリックコメントをもらった後で僅かの期間でまとめてというのも、ほんまに、そういう意味で言ったら難しいだろうと思います。

それでその結果を見ても、これ、後ろに書いていますけどね。見ても、後の日程はそういうのでは、調整をつけるのを、結局コンサルかどこかにきちんと頼んでしまって、結局書いてもらうという形になることのほうが多いんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、こういう基本的な文書、長期のいわゆるうちの戦略ですから、それを出すときには、やっぱり行政のほうが考えてくれて、僕らも意見も出しますが、できたらそういうときにお互いにその情報をしっかり共有するというので、本当にそれが僕はまちづくりにつけて、那智

勝浦町の将来発展に向けて、一番大事なことじゃないかなと思うんです。

だから、結果だけで報告されるんじゃないなくて、事前にこういった問題を議員のほうにも報告してもらって、それでちょっと意見を交換しながらやるとかいうことも含めて、ぜひ、今後の方向として考えていただきたいなど。

そやないと、せっかくええものが出て、これを見ていても疲れてくるんですよ、やっぱり見ていたらね。だからこんなのを僅か、予算書の数字を見ながらだと、これを読めとといったって無理ですから、そういった一定の方向性は今後とも考えていただきたいというふうに思います。そうじゃないと、やっぱりここで幾らええことを書いても、絵に描いた餅になってしまうと思います。

といいますのも、例えば人口計画のところでは目標の人口も出していますけれども、これ1%の人口を上げるために、ほかのところではどれだけ大変な思いでやっているかと、具体的な取組を。ここには具体的な取組はないでしょう。

だから、それは今後考えていくということなんだろうけれども、このことに向けてのこういう取組をしていますとかいうことも含めて、しっかり考えていくことが僕は大事だと。ほかの本でも読みましたけれども、1%の人口を上げるために本当にいろんな取組をやって、その結果として上がってくるというふうな取組だけれども、やっぱり現状維持になっているという実態も結構あるんです。

だからそういうことの中で、目標を出すのは簡単だけれども、本当にそれをやっていこうと思ったら具体的な取組を実際にやっていかないと、僕は大変だと思うんですよ。そういう意味で、そのためにも、こういうことの計画を出すときにはやっぱりみんなですっかり議論をするということと併せて、できたら、僕は議会のたびにでもいいですから、その結果、それは1年でもいいですよ、1年ごとに、今年1年このことでこういう課題で取り組んだけれどもこうだったというようなことは、僕はこれを出す限りは、やっぱり検証の作業は必要だと思うんです。だからそういうことも含めて今後検討していただきたいなどというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） ありがとうございます。

もっと早く事前に計画をといるところですが、パブリックコメントの際に、議員の皆様には、今よりちょっと製本気味ではないんですが、事前のゲラの段階で、パブコメが始まると同時にお配りさせていただいております。そういうこともありまして、議員の何名かの方はパブリックコメントも実際にいただいているところでございます。なるべく早く、そして説明ということでございますので、そこら辺は当局も気をつけながら、議員の皆様にも少しでも理解を得てからということも気をつけてまいりたいと思います。

また、具体的な取組がこの計画にはないというところですが、先ほども御説明で申し上げましたように、長計につきましては基本的な指針、また方向性を示すというふうなものでございまして、今回初めて総合戦略を包含した形で作成させていただきましたので、総合

戦略のほうで毎年、その数値目標であったり計画の内容であったりというのは、各課で会議をしながら実情に合わせた形で進めているところでございます。

今後なるべく議員の皆様には何らかの方法で出せるようにはと思いますが、また逆に、先ほど10番議員のほうからもありましたように、御意見、アイデアというものをお持ちでありましたら寄せていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 計画もほんまに大変なことは分かるんですが、できるだけ私たち議員もこういう具体的ところで話ができるような方法を、ぜひ考えていただきたいなど。

例えば、私、先ほども言いましたが、ここで、那智勝浦町でやっぱり基本的な産業は、第一次産業でしょう。それにプラス観光産業ということになるわけですが、やっぱりそういう意味で言うと、僕もぱっとこれを読ませてもらったら、言うてることは分かるんですが、具体的な取組でどういう形でこの5年間やっていきたいというようなことは、やっぱりもう少し具体的に書いてもらったほうが、より分かりやすいんじゃないかなと思います。

移住定住、僕らは前からこういう問題を取り上げているんですが、やっぱりそこも要るんですね。そのときに具体的な施策でこういうふうには地域を盛り上げるためにどうしていくかということは大変な作業になるし、それは難しい、すぐには手を打てないということもあるとは思いますが、やっぱりもう少し具体的に、基本的な構想だけじゃなくともう少し次の手だてとして、どこかでそういう、先ほども言いました検証を1年1年でしていくとかいうことも含めて、それを1年1年でやっていけば、5年たてばもう4年分はあるわけやから、その分後に残して、そうしたら次の課題はこれだなということが、割とはっきりしてくるんじゃないかなと思うんです。そういう意味で具体的に、できたら取り組んだ結果も含めて、検証の作業をぜひお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 10番議員、ありがとうございます。議員の御意見も参考にしながら、今後取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 私も津本さんと同じ意見で、これも毎回言われるんですけども、実際この検証が十分されているのかということです。

計画の一番最後に、これはもう最終の計画だったと思いますので、今回、基本構想からやり直しということだったと思うんですけど、やはり計画の一番最後に検証をきっちりやってほしかったなというのが、まずあります。そこから新たな計画ということなのかなと。

どちらかというと、こっちの検証をせずに新たな計画のために指標とアンケートですかね、この中のね。そのために検証したような感じにちょっと見えているんですね。そこがちょっと残念だったかなと、津本さんがおっしゃっていたので、思いました。

私の質問は、前回やっぱりSDGsが何かに注目されてそういうやり方をしたので、今回ウ

エルピーイングですかね。大変、これを見せてもらって、見やすく分かりやすくいいんですけれども、すごく写真が多くて、何か随分中身がなくなったような気もするんですが、これの経費ですよ。前年度400万円ぐらいかかっていますし、今年も990万円ぐらいかかって、1,500万円ぐらい、これをつくるのにかかっているんですかね。そこらあたり、もう一回ちょっと確認したいんですけど。

それだけのこの計画の価値があるのかなと、ちょっと失礼なんですけれども、何かもう少しその価値的なものですよ、それがあるのかなということと、どちらかという、もう一点は住民参加という意味でアンケートとかワークショップとか、そういう、住民の皆さんにつくってもらおうという意味があつてそういう計画を立てているのかなと思うんですけども、そこらあたり、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

まず、やっぱり計画の最後に、前は検証があつて、数字的なものがあったということで、今回はないということで、ちょっと私もすみません、具体的な形で、今回どうなつてそういう検証がなかったかというその資料がないというのは、ちょっと当初の計画が少し私のほうも頭に入っていないんですが、その辺につきましても、やはり今後は見直すべきところは見直していきたいと思っています。

今、全国的なトレンドで言いますと、この長期総合計画というのが実はもう廃止というか、つくらないような自治体も増えてきているところでございます。それはなぜかという、総合戦略のほうで置き換えておまして、総合戦略で、先ほども申し上げたように1年1年効果検証しながら、実際、要はトレンドに合ったような形で見直していくというのが、結構、全国的には増えているところでございます。

今回については、その前段じゃないですけども、長計と総合戦略を包含したような形でさせていただきましたが、そこは何と言いますでしょう、長期総合計画2本立てじゃなくて1本になったことによって、使いやすいというか、住民の皆さんが見ても分かりやすいような形になっているのかなというふうには思っているところでございます。

写真であつたり数字が多いというところは、やはり誰でも見て分かるような構成ということで、やはり行政マンが見ると皆さんが見るとは少し、住民の方が見るのは違うと思いますので、誰でも見やすい、分かりやすいような形で、いろいろ工夫しながらというふうには思っております。

また、住民アンケートであつたり住民参加型というのも、こちらも全国的なトレンドでありますので、少しでもそういう形の御意見、今回は子供ワークショップもしたということで、そういうような形で取り入れているところでございます。

すみません、去年度の予算的なものについてはちょっと今手元にございませんので、また後ほど回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 予算的には、今年予算が1,000万円と前年400万円。これ、総合戦略の関係もあるのか分かりませんが、1,500万円ぐらいかかっているのかなということで、住民が参加してアンケート、ワークショップを重ねることで、やっぱりみんなで作ったということが大切なんだと思うんですけども、1,500万円というこの冊子が高いのかなと。

高くはないんですけど言ってほしかったんですが、今回、中身が変わったというか、大きく変わりましたよというのがあれば、前回のこういう計画とですね。そういうのがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

やっぱり一番大きいのは、何度も申し上げていますように、総合戦略を包含した形になっていきますので、前計画については指標というのが載っていません。

今回、包含した形で指標、その指標については5年計画の指標であったり、5年計画でありますけれども、毎年ニュアンス、効果検証を行っていくような形になっていきますので、その数字については前計画とは変わっているかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本委員。

○3番（城本和男君） やはり総合戦略ということで聞いたんですけども、もう一つ、やっぱり住民の方からアンケートを取ったりワークショップをしたことによって、今回これを作成するに当たって新たにこういう考え方を入れましたというのがあれば、もう一点お答えいただきたいんですけども。

それと、やはり私も同じことを思っていて、基本構想だけつくって、大きな枠組みだけつくって、あとの基本計画については総合戦略もあるし、個別の各事業の基本計画があるんですよ。そこから抜くだけで十分じゃないかと思うんですよ。

その個別の計画自体は何年かに一度やり替えていますので、やっぱり長計をつくって長計をやるときに、結局一緒の作業だと思うんですけど、そこから抜くだけで十分じゃないのかなと。もうわざわざ長期総合計画という大きな枠組みでこしらえなくても、基本構想をこしらえて、あとは基本計画は個別の計画、その1つはまさにその総合戦略になっていますので、これからの話なんですけれども、そういうふうなやり方も考えられるのもいいんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりもお伺いします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

まず、基本計画があり、もう具体的な計画にしたほうがということの御提案だと思います。こちら担当課としましても、先ほど説明したように、全国的なトレンドといいますか流れが、長計をやめてというような流れもございますので、そこはやはり実情に合った、私どもも計画の立てやすい、お示ししやすいような計画に、本当に変えていければなおよろしいのかなとい

うふうに思っていますので、今後も、次、中間期は5年、10年というスパンがありますので、次に向けていろんな検討をできればなというふうには思っているところでございます。

あと、すみません、予算的なものでございます。令和6年度が649万円、令和7年度が836万円、合わせまして1,485万円というふうになっております。

あと、住民参加型のワークショップということでございます。年代的にもいろんな方が出られたというふうに、資料のほうが残っております。すみません、ちょっとワークショップも私、実際参加はしていないんですが、様々な年代の方、男女、そしてまた子連れの方もあったというふうに聞いております。

そんな中で、いろんな世代別での御意見であったり子連れ様の御意見があったということで、住民アンケートもそうですが、やはり私たちが分からないといいますか、感じないところは直接住民参加していただいて、そこで意見をいただいて、そして住民同士が話をすることによっていろんな意見が出てくるようなワークショップになったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） 1点ちょっとお聞きします。

以前の長期総合計画から見て、検証が足りんねないつも思っていたんですけど、今回、総合戦略を包含してやられているということで、答申の中の4番目ですか、指標や施策等について、PDCAサイクルによる毎年度の評価検証実施に努めることって書かれてあるんですけど、この辺どのように考えられてあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、お答えします。

答申にもありますPDCAサイクルによる毎年度評価ということで、基本計画にもそのような形で、先ほど説明もさせていただきましたが、各課副課長級で毎年度、数値的な目標設定であったり効果検証は既に行っておりますし、総合戦略の委員会にもその報告を行っているところでございます。引き続き、きっちり検証のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） ということは、毎年検証するというのでよろしいですか。長計のほうにも報告するつもりでいるんですね、この検証した結果を。さっきの話だったらそういう形じゃないですか。もしそういう、これの施策についての検証ができたんやったら、議会のほうにもある程度報告していただけたらなと思うんですけど、その辺はどんな感じですかね。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、長期総合計画の審議会と総合戦略の委員会の、ちょっと部員は違います。なので、総合戦略は総合戦略のほうで意見書の結果を報告しているというところでございます。

また、その総合戦略の中身であったり検証結果であったら、委員会等で、もし必要であれば

御説明というような機会を取らせていただいてもいいのかなというふうには思っているところ
でございます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） ぜひお願いします。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結することにいたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開、15時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時03分 休憩

15時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第28号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）

○議長（加藤康高君） 日程第18、議案第28号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）  
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第28号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）につい  
て御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,215万3,000円を減額し、歳入歳出予算

の総額を、歳入歳出それぞれ117億9,879万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から、3ページの款22町債まで、歳入合計で、補正前の額118億8,094万4,000円に、補正額で8,215万3,000円を減額し、計で117億9,879万1,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款2の総務費から、5ページ、款12諸支出金まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

追加と記載がございますのは、令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第8号）で御可決いただきました債務負担行為補正、物価高対応子育て応援手当事業をはじめ、3件の繰越明許費に追加して、今回の補正をお願いするものでございます。

款4衛生費の予防接種健康管理システム標準化事業から、次のページの款9教育費の下里古墳出土遺物等整理支援事業まで12件の事業を翌年度に繰越しし、令和8年度において実施するものでございます。

8ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄、公共事業等から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業まで、補正前の限度額計18億3,860万円に3,290万円を増額し、補正後の限度額を18億7,150万円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の10ページの歳出について、それぞれ8,215万3,000円の減額をお願いしてございます。

10ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金9万1,000円の減額、地方債3,290万円の増額、その他6,944万6,000円の減額、一般財源は4,551万6,000円の減額となっております。

11ページをお願いいたします。2、歳入でございます。総務課の関係につきまして御説明いたします。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は2億3,426万9,000円の増額で、計で42億9,570万1,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、

節4 地域未来交付金2,278万3,000円につきましては、国補正予算により設けられた交付金でございます。避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援するものとされております。後ほど歳出で御説明させていただきます、避難所の備蓄物資などを整備するための財源とするものでございます。

15ページをお願いいたします。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、補正額264万4,000円につきましては、説明欄記載の各基金について、定期預金利率が当初見込みより増加したことによる増加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては3億5,000万円、目3まちづくり応援基金繰入金につきましては9,000万円を、それぞれ減額しております。また、目6中小企業金融基金繰入金につきましては、基金の廃止に伴い、全額の742万8,000円を繰り入れするものでございます。

16ページをお願いいたします。款20繰越金、目1繰越金、補正額1億5,278万7,000円につきましては、令和6年度からの繰越金でございます。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入の説明欄1行目、デジタル基盤改革支援補助金につきましては、後ほど歳出で御説明させていただきます電子計算機システム標準化移行事業の遅延に伴い、減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款22町債、項1町債、目2衛生債から目6消防債まで、計で3,290万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として、補正をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、補正額8,000万3,000円の減額でございます。内訳としまして、委託料6,349万円の減額のうち、説明欄3行目の総合行政システム標準化移行業務委託は、本町の税や住民基本台帳等の基幹業務システムについて、国の定める仕様に沿った業務システムへの移行作業を令和7年度に行う予定でしたが、新システムで発生した不具合等の対応やシステム事業者の人員不足により、令和9年度に移行を延期することとなったため、その全額を減額するものでございます。

また、説明欄1行目・2行目の電子計算機保守点検委託及び電子計算機システム改修構築委託の減額につきましても、標準システムの移行延期に伴い、付随して執行予定であった保守料及びOCRシステムの改修費用も併せて減額するものでございます。

次に、使用料及び賃借料1,651万3,000円の減額につきましては、システム事業者とデジタル庁に対して支払う新システムの利用料について、令和9年度に延期となったことから減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費、補正額207万8,000円の減額でございます。これにつきましても、電子計算費で説明した基幹業務システム標準化の延期と同様に、令和9年度に延期することによる減額でございます。

24ページをお願いいたします。款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額5,087万6,000円の増額でございます。先ほど歳入で御説明いたしました地域未来交付金を活用して、避難所における資機材等を整備するものでございます。

お配りしております総務課関係資料を御覧ください。事業の目的欄です。災害時に避難所等を利用する避難者のために資機材を充実させることで、さらなる避難環境の改善を図るものでございます。昨年度におきましても、今回と同様の国庫補助金を活用して、避難所のパーティションやダンボールベッド等の整備を行いました。今年度においても、さらなる避難所環境改善を実施したいと考えてございます。

なお、財源につきましては資料右下に記載のとおり、国庫補助金が2,278万3,000円、地方債490万円につきましては、緊急防災・減災事業債でございます。一般財源が2,319万3,000円でございますが、一般財源のうち80%が、特別交付税措置をいただけるものとなっております。

資料2ページ目をお願いいたします。資料1行目の多目的テント10張、事業費260万円から、最下行の備蓄倉庫1基、事業費114万4,000円まで、記載の7品目について整備するものでございます。

このうち、2行目のペット同行避難用テントにつきましては、屋内で飼育するペットと一緒に避難された方の使用を想定してございます。また、5行目のアシストスーツにつきましては、空気圧式により重い荷物の運搬作業をサポートするものでございます。避難所における物品の運搬や傷病者の介護を行う際の使用などを想定してございます。

それぞれの資機材の予定配備先につきましては、3ページに記載の表のとおりでございます。中核避難所を中心に、一部の資機材については消防防災センターなどへの配備も予定しております。

議案のほうにお戻りください。補正の内訳といたしまして、需用費36万円につきましては、発電機用プロパンガス20本の購入費でございます。工事請負費609万4,000円につきましては、説明欄に記載のとおり、防災倉庫設置工事及び電気設備改修工事でございます。電気設備改修工事につきましては、スポットエアコンを配備するに当たり、200ボルト電源コンセントの数が不足するため、9か所の避難所等においてこれを増設するものでございます。

25ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費でございます。目1元金、1,225万4,000円の減額、並びに目2利子、49万8,000円の増額は、償還額の確定により補正するものでございます。

26ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2基金費でございます。目2減債基金費、補正額1,593万6,000円につきましては、普通交付税の算定において、令和9年度までの臨時財政対策債償還基金費として措置されたもので、令和8年度、令和9年度における臨時財政対策債の償還財源とするため積み立てるものが1,436万2,000円と、利率の増加に伴う利子の増加分157万4,000円でございます。

目3公共施設整備基金費、補正額81万4,000円及び目5豊かな水資源保全基金費、補正額8万9,000円につきましては、それぞれ利率の増加に伴う利子の増加により増額するものでござ

います。

次の27ページから29ページまでは、給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課の関係について説明させていただきます。

11ページをお願いします。歳入です。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節4保険基盤安定負担金の205万9,000円は、国民健康保険税の低所得者などの軽減分に係るもので、実績見込みにより補正をお願いするものです。

12ページをお願いします。項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節1循環型社会形成推進交付金の728万円の減額は実績見込みによるもので、今年度は交付金の事業計画が区切りとなる年度のため、翌年度への調整がなく、例年より補正額が多くなっています。

節4地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の726万4,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節6保険基盤安定負担金の145万4,000円は、国庫負担金同様、国民健康保険税の低所得者などの軽減分に係る実績見込みによるもので、14ページの項2県補助金、目3衛生費補助金、節1浄化槽設置整備事業費補助金の380万5,000円の減額は、実績見込みにより補正をお願いするものです。

16ページをお願いします。款21諸収入、目1雑入、節1雑入、説明欄記載のデジタル基盤改革支援補助金のうち、292万6,000円の減額分が住民課分のシステムの改修に係るものになります。

18ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料の292万6,000円の減額補正は、先ほど雑入で触れましたシステム改修に係るもので、全国的に行われているシステム標準化の改修の一部が、スケジュールの関係で、補助金も含め令和8年度予算で対応する必要が生じたため、減額をお願いするものです。

次のページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金468万4,000円の増額は、説明欄に記載の特別会計の実績見込みにより行うものです。

20ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節3職員手当等超勤手当の10万円の補正につきましては、職員1名が年度当初より長期休暇となっているため、他の職員の業務量が増加し、手当の増額をお願いするものです。

節18負担金、補助及び交付金の1,867万7,000円の減額補正は実績見込みによるもので、浄化槽設置整備事業は26基、重点対策加速化事業は再エネ9件、省エネ25件の見込みとなっています。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係について御説明いたします。16ページをお願いします。

歳入でございます。下段の款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄2行目の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、町が公費負担で実施する新型コロナ予防接種の費用に対する国の補助金で、700名分を見込み予算計上しておりましたが、国の助成が6年度で終了となったため、減額するものでございます。

19ページをお願いします。歳出でございます。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節27繰出金は、介護保険特別会計で実施する一般介護予防事業の増額補正に伴い、町の負担分を繰り出すものでございます。

20ページをお願いします。下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、先ほどの雑入の減額に伴い財源内訳を変更するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。11ページをお願いします。

歳入です。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節6子どものための教育・保育給付費負担金、補正額473万2,000円と、13ページ、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節9子どものための教育・保育給付費負担金、補正額84万円の増額につきましては、説明欄記載の天満保育園から大野保育所に係る給付費負担金で、人事院勧告に伴う公定価格の人件費等の改定及び各保育園の利用児童数の実績見込みに伴う増減により、国・県の負担金の補正をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節10ひとり親家庭等医療費補助金26万7,000円と、節13乳幼児医療費補助金74万1,000円の増額につきましては、それぞれの医療費の増額見込みと審査手数料、事務費の減額見込みを合わせた県2分の1の補助金の補正をお願いするものです。

19ページをお願いします。歳出です。款3民生費、項1社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費、節19扶助費43万7,000円の増額につきましては、感染症の胃腸炎やインフルエンザの流行により医療費助成の増額が見込まれるため、補正をお願いするものです。

20ページをお願いします。項2児童福祉費、目2児童措置費、節12委託料394万5,000円の増額につきましては、私立保育所運営委託費で、令和7年人事院勧告に伴う公定価格の人件費等の改定により不足となる運営委託料の増額をお願いするものです。

その下、目4子ども医療対策費、節19扶助費378万円の増額につきましては、感染症の胃腸炎やインフルエンザの流行により子ども医療費助成の増額が見込まれるため、補正をお願いするものです。

節22償還金、利子及び割引料15万8,000円の増額につきましては、令和5年度未熟児養育医療費等負担金の再確定による国・県への返納金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費、節22償還金、利子及び割引料15万1,000円の増額につきましては、令和6年度母子保健衛生費補助金などの額の確定による国・県への返納金でございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いします。歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4中山間地域等直接支払事業費補助金。こちらにつきましては補助対象農地に対する加算があり、増加分の4分の3を県より受け入れるものでございます。

節5多面的機能支払事業費補助金、こちらは当初の対象農地への加算単価が増加したため、増加分の4分の3を県より受け入れるものでございます。

21ページをお願いいたします。歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の説明欄記載の中山間地域等直接支払事業補助金、補正額128万円につきましては、色川高津気地区の補助対象農地への加算額が増加したためでございます。

次に、多面的機能支払事業費補助金15万円は、補助対象農地に対する加算単価が増加したため、増額をお願いするものでございます。

項2林業費、目3森林環境整備費、節24積立金15万8,000円は、森林環境譲与税基金利子を積み立てるものです。

項3水産業費、目1水産業総務費につきましては、宇久井漁港堤防修繕工事に係る財源内訳の変更でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

22ページをお願いします。歳出でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節24積立金は、先ほど議案第21号でもありました、中小企業金融基金の利子を積み立てるものでございます。

項2観光費、目2観光振興費は、築地地区観光駐車場用地整備事業に係る財源内訳の変更をお願いするものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして御説明いたします。

12ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2社会資本整備総合交付金の減額は、補助金の内示が得られなかったため、今回は工事を見送りました。来年度改めて要望

する予定でございます。

22ページ下段をお願いいたします。歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節14工事請負費の減額は、歳入でも説明しました補助金の内示が得られなかったため、工事を見送ったことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。項3河川費、目2河川改良費、節18負担金、補助及び交付金は、今年度、和歌山県が実施しています説明欄記載地区の土砂災害対策事業6件分の県事業負担金でございます。

項5都市計画費、目3都市公園費、節14工事請負費は、あずまや設置など関係者との協議で、位置・形状などについて検討するに当たり時間を要したことによる減額でございます。協議が調い次第、再度予算計上させていただきます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、節3消防団設備整備費補助金につきましては、今年度の補助事業に消防団高性能防火衣の整備が該当したため、補助金を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節3女性による防火活動推進事業補助金につきましては、全国女性消防操法大会出場に当たり、当初、県から助成金として雑入で受け入れるところでしたが、当該補助金に変更し、受け入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入。説明欄3行目、全国女性消防操法大会助成金20万円の減額につきましては、先ほど県支出金で御説明しました県からの助成金30万円を補助金として受け入れることになりましたが、新たに東牟婁消防協会から助成金として10万円を受け入れることに伴い、20万円の減額をお願いするものでございます。

次の行、消防団員公務災害補償共済基金助成金につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金助成事業に、安全帽と救助用半長靴及び救命胴衣の整備が当該助成事業の採択を受けたことから、助成金を受け入れるものでございます。

24ページをお願いいたします。歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄1行目、県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金につきましては、給与改定による大幅な人件費の増加により協議会予算に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

次の行、消防救急デジタル無線運営協議会負担金につきましては、県内の無線基地局を制御及び監視する遠隔制御装置と、遠方監視制御装置の整備費用について増額をお願いするものでございます。

両装置につきましては、令和8年4月に新宮市・那智勝浦町消防指令センターが運用を開始することから、那智勝浦町と新宮市の装置が、新宮市・那智勝浦町消防指令センターに設置されます。両装置の整備費用について、当初予算算定時に新宮市・那智勝浦町消防指令センターが置かれる新宮市消防本部のみに積算されていたもので、当該装置は本町消防本部の消防救急活動においても使用する装置であることから、整備費用を両消防本部で振り分ける必要があるため、当該装置についての増額をお願いするものでございます。

消防本部と協議会が確認をするなど、精査をしていれば事前に防げた事案であったと考えてございます。誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがなきよう、十分に精査してまいります。

次に、非常備消防費につきましては、歳入で御説明いたしました国庫補助金と県補助金、また基金からの助成金に係る財源内訳の変更でございます。

次に、目3消防施設費、節14工事請負費につきましては、簡易防火水槽補修事業について、防災対策事業債から緊急防災・減災事業債への振替による財源内訳の変更でございます。

消防関係の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節5へき地児童生徒援助費等補助金11万7,000円につきましては、僻地学校等の教育の振興を図るため、国がへき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じるものでございます。今回、学校の保健管理費を対象としまして、色川小中学校の健康診断や健診に係る医師等の派遣費用に対し補助金を受けるもので、補助率は2分の1でございます。

24ページをお願いいたします。歳出です。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費及び、25ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費につきましては、補助金受入れによります財源内訳の変更です。

目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金、補正額94万1,000円につきましては、説明欄記載の中学校体育連盟大会参加補助金でございます。昨年度に引き続き下里中学校駅伝チームが近畿大会・全国大会出場を果たしましたが、今年度はその他クラブにつきましても、県大会出場等の機会の増加により当初予算では不足額が生じたので、補正をお願いするものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） すみません、12ページの3、衛生費国庫補助金の節4の地域脱炭素移行の件なんですけど、ゼロカーボンをうたっている町で10分の10の交付金を返しているような状況になっていると思うんですけど、ちょっと頑張ってくれていると思うんですけど、現状どん

な感じなのかということと、今後どうしていくのかということのを、ちょっと教えていただきたいなと思います。

あと土木の件で、22ページの大狗子線道路改良工事3,000万円と23ページの木戸浦グラウンド整備工事3,300万円というの、ちょっとこれがなくなっているような状況で、土木費がすごく限られる中で、地元業者からすると6,300万円分の工事ができないというのは、すごく大変な痛手でございます。

大狗子線のほうは補助金が得られなかったということなんですけど、どういった原因で得られなかったかとかを把握されているかということと、木戸浦のほうは打合せがうまくいかなかったということなんですけど、これは事前にどうにかなったのではないかと思うんですけど、その辺の経緯とかもちょっと教えてください。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 重点対策加速化事業ですが、令和5年度から6年間かけての計画になります。最低限の目標は、再エネの導入量が500キロワットという形になっていまして、令和6年度までが113、それから令和7年度は323ということで、去年に比べて3倍ぐらいの実績が上がってきています。合計436という形で、担当者のほうがかかなり、事業者さんやったり個人の方、可能性のある方なんかにもアプローチをかけながら頑張ってくれています。

今年度、再エネの太陽光パネルについて、少し町単独で補助額も増やしています。それも来年引き続きやっていきたいと思っておりますので、引き続き目標達成できるように頑張っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） まず、大狗子線の道路改良についてということですがけれども、社会資本整備総合交付金、これは国費を要望して、本来は一般財源になるべく影響が出ないように、少しでも補助をもらってやりたいところなんですけれども、今回につきましては要望しても満額というか、もう補助率がすごく低かったということで、これを無理にやったりするとまた一般財源にも影響が出ますので、今回はちょっとやむなく見送らせていただいたので、令和8年度にまた改めて要望はさせていただきたいというふうに思っております。

そして木戸浦グラウンドの件なんですけど、これ3,300万円の減でお願いしているものなんですけれども、こちらにつきましては令和7年度にあずまやを3基予定、一応考えてはいたんですけれども、いろいろと関係者とか、私どももその公園の、今後遊具をしたりとか、少子化PTということでいろいろと協議を進めておったんですけれども、その場所と位置をはっきりちょっと決め切れなかったというところで、なかなか一回建ててしまうと、もうそれで決まってしまうものですから、より慎重に検討させていただいたところちょっと時間がかかってしまったということで、今回は見送らせていただきました。

今後、もう今、改めて協議を進めておるところですので、もう決まりつつありますので、また協議が調い次第お願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 予算がなくなるということは業者さんにもすごく影響がありますので、調整とかで何とかなるような部分は事前に円滑に進めて、計画どおりできるように努めていただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございますか。

7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） 防災に関して1点、ささいなことかもしれませんが、大事なことでもあると思いますので、1つ質問させていただきます。

さっきの別添の資料ですね、防災用品を多数そろえていただいたということで、その中でペット同伴の避難用のテント、これは18張なんですけど、そろえていただくということで、けちをつけるようで申し訳ないんですが、これも現実的にこの方式が本当にいいのかどうかというのが、ちょっと疑問な点があります。

ここについて、この避難所の宇久井小学校から下里中学校の9か所について、ペットを同伴してきた避難者が来た場合の何らかのマニュアルみたいなものを、各避難所であつてあるかをお尋ねします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

避難所の開設マニュアルにつきましては各中核避難所において策定いたしまして、今年度、各避難所において訓練を実施しているところでございます。今現在策定しております避難マニュアルが、人間の避難ということを前提としてつくっておりますマニュアルになってきてございます。

今回お願いしておりますペット同行避難用テントにつきましては、これは実際に突発的にペットを同行される方もおられますので、そのときのためということで予備的に整備したいということで考えてございます。

ただ、実際にそういった状況が発生したときに、どこにそのテントを設置するかとか、そういった前もつての打合せ、取決めとか、そういうことが学校のほうでも調整が必要になってこようかと思っておりますので、今後ペット同行者の避難所の開設訓練につきましても、同様にマニュアルの策定をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○7番（曾根和仁君） まずは人間の避難の計画が第一なんですけど、私が今こういう質疑をさせていただいたのは、私自身苦い思い出がありまして、地域の自主防で活動していた際、もう何年も前になるんですが、市野々小学校に、豪雨の際に外犬という大きな犬を連れての方が来て、ただ、そのときには市野々小学校には、当時、教頭先生か校長先生もおられたんですが、ペットを連れてこられた方に対する取決めがなかったもので、どうしようということで協議をしている

間に、その方がもう怒って帰られてしまったということがありました。

なので、完璧なものでなくても暫定的にでも、そういう方が来られたらこうするという、ある程度大ざっぱな取決めだけでもしておかないといけないということで、その後、ゲージに入れてこられた場合には教室に入れられるけど、外のそういう大きな犬だったら土間のここにつなぐとか、そんな取決めをつくったというふうに聞いていますので、各避難所でそういう、完璧なものではなくても、暫定的なマニュアルでもつくっておいていただくようお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 今御指摘のように、ペット同行避難者に対する設営マニュアルにつきましても、今後整備させていただきたいと考えてございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8番東議員。

○8番（東 信介君） ささいなことなんですけど、総務課の関係資料の防災の関係で、各避難所への資機材の関係で、スポットエアコンと発電機が色川小中が空欄になっているというのは、何か根拠のあることなのかなと思ってお聞きします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、スポットエアコンでございますけれども、各中核避難所に現在1台ずつ配備してございまして、ただ、色川小中においては現在も配備がございません。基本的には体育館での使用ということを想定してございまして、現在、色川小学校には体育館がありませんので、避難していただいた方については、その講堂のほうへ避難いただくということになってございます。

そういった場合に、現状の設備では講堂のほうにエアコンが既に設営されているということで、今回このスポットエアコンの配備をしていないということになってございます。以上でございます。

すみません、発電機についてもちょっと漏れておりました。発電機については、これはスポットエアコンが200ボルトの動力を必要とするエアコンになってございまして、その動力用の発電機でございます。でございますので、スポットエアコンが配備されないので、発電機も同様に配備してございません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 1点だけ、20ページなんですけれども、浄化槽の整備事業費なんですけど、1,141万3,000円減額ということで、その浄化槽を、何人槽とかあると思うんですけども、大体事業費が設置するのに幾らかかるのか。補助金は50万円ぐらいだったと思うんですけども、その金額は幾らなのか。昨年もこれぐらいの額の減額というのがあったのかどうか。家を建てる人が少ないのか、改修する人が少ないのかどうか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 浄化槽の関係です。

この浄化槽の関係につきましては、補助金をもらう関係で、地域計画という5年間の計画を立てています。5年前に立てていまして、大体1年当たり35基というの見込んでやっていたと記憶しています。実績の中では大体二十数機という形の中で出ていまして、10件ずつ、ちょっと少ないような感じで毎年出てきているという状況です。

説明の中でも少し触れましたが、年度間調整というのがありまして、ある一定額は翌年度に繰り越せるという形で、翌年度にある程度繰り越した中で、毎年少し実績に応じて減額していたんですが、今年度は計画の終了年度に当たりますので、全てちょっとそれを清算にかかるといことで、例年の倍近くというか、倍前後の実績見込みにより減額ということを見せてもらっています。

浄化槽の設置費用なんですけど、答えにちょっとなっていない。様々です。その場所に応じて、やっぱり金額にかなり違いがあるというふうな認識です。ですので、大体100万円台というのが多いかなというふうには思っています。

補助金につきましては昔よりもだんだん増えてきてまして、単独浄化槽やぼっとんトイレからの転換でありましたら、その撤去費用とか配管費用とか、そういうのが出ます。ですので、多い方であったら60万円ぐらい出る場合もありますし、新築とかいう話になってきて浄化槽のみとなってくると、5人槽であれば33万2,000円という形になります。ですので、30万円から60万円ぐらいというような形で考えていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終了します。

採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第29号 令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）

○議長（加藤康高君） 日程第19、議案第29号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第29号令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,321万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億7,729万3,000円とするものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。歳入合計補正前の額、20億9,051万2,000円、補正額マイナス1億1,321万9,000円、計19億7,729万3,000円です。

3ページをお願いします。歳出です。補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金1億2,583万1,000円の減額、その他43万3,000円、一般財源1,217万9,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。2、歳入です。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、補正額1億2,385万1,000円の減額は、普通交付金の実績見込みにより行うものです。

款5財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、補正額43万3,000円の増額は、基金利子の実績見込みにより行うもので、次のページの款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額468万4,000円の増額は、保険基盤安定繰入金未就学児均等割保険料繰入金と、産前産後保険料繰入金の実績見込みによりお願いするものです。

款7繰越金、目1繰越金、補正額749万5,000円は、前年度繰越金です。

8ページをお願いします。款9国庫支出金、項1国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金、補正額198万円の減額は、法施行に伴うシステム改修の補助金確定によりお願いするものです。

9ページをお願いします。3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の198万円の減額は、子ども・子育て支援金制度施行に係るシステム改修業務の事業費確定によるもので、節24積立金の増額は、本年度収支黒字が見込まれることから国民健康保険基金に1,217万5,000円を、高額療養費貸付基金の4,000円については基金利子を積み立てるものです。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1療養給付費、補正額9,309万5,000円の減額は、医療費の実績見込みにより行うものです。

10ページをお願いします。款2保険給付費、項2高額療養費、目1高額療養費、補正額3,075万6,000円の減額は実績見込みにより行うもので、款5諸支出金、項2諸費、目1国・県

支出金返納金の43万3,000円の増額は、県支出金の確定により補正をお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第30号 令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（加藤康高君） 日程第20、議案第30号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第30号令和7年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億303万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計補正前の額5億9,103万5,000円、補正額1,200万円、計6億303万5,000円です。

3ページをお願いします。歳出です。補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金66万円の減額、一般財源が1,266万円の増額となっています。

6ページをお願いします。2歳入です。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、補正額1,266万円は決算見込みに

よる増額で、款6国庫支出金、項1国庫補助金、目1子ども・子育て支援事業費補助金、補正額66万円の減額は、法施行に伴うシステム改修の補助金確定によりお願いするものです。

7ページをお願いします。3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料の66万円の減額は、子ども・子育て支援金制度施行に係るシステム改修業務の事業費確定によるもので、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、補正額1,266万円は、実績見込みにより増額をお願いするものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第31号 令和7年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第21、議案第31号令和7年度那智勝浦町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第31号令和7年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ657万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。款1財産収入の補正により、歳入合計が補正前の額633万4,000円、補正額23万

8,000円、計657万2,000円でございます。

3ページをお願いします。歳出です。款1の諸支出金の補正により、歳出合計の補正前の額、補正額、計の額は、歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としてこのページの歳入と、次の5ページの歳出について、それぞれ23万8,000円の増額をお願いしてございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、その他23万8,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。2、歳入です。

款1財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、補正額23万8,000円につきましては、土地開発基金が所有する現金について、利率の増加に伴う利子の増加でございます。

7ページをお願いいたします。3、歳出です。

款1諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費、補正額23万8,000円につきましては、土地開発基金へ積み立てるため繰出しするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第32号 令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（加藤康高君） 日程第22、議案第32号令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第32号について御説明いたします。

令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億4,201万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款6財産収入から款7繰入金の歳入合計、補正前の額21億4,108万3,000円に補正額93万2,000円を追加し、計21億4,201万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

款2保険給付費から款4基金積立金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、このページの歳入、次のページの歳入ともに同額でございます。

歳出合計の補正額の財源内訳は、その他が73万2,000円、一般財源が20万円でございます。

6ページをお願いします。2、歳入でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、基金利子の確定により増額をお願いするものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2地域支援事業繰入金（総合事業）と、次の項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金は、後ほど歳出で説明します一般介護予防事業費の増額補正に伴い受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5居宅介護住宅改修費の増額と、次の目6居宅介護サービス計画給付費の減額は、利用者の増減に伴い補正をお願いするものでございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費の増額は主に訪問看護サービス費の増によるもので、次の目3介護予防福祉用具購入費は、利用者の増によりお願いするものでございます。

8ページをお願いします。款2保険給付費、項4高額介護サービス等費は、1か月の介護保険給付費が利用負担上限額を超えた場合支給するもので、次の項5高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の両方の利用負担を合算して年間の上限額を超えた場合支給するもので、それぞれ件数の増により補正するものでございます。

款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、節10需用費の消耗品費は、高齢者を対象としたウォーキング事業に係る景品代等の補正で、参加者の増によりお願いするものでございます。

次のページをお願いします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、基金利子を積み立てるものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終了します。

採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第33号 令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算
(第3号)

○議長（加藤康高君） 日程第23、議案第33号令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第33号令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,200万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございませぬ。

歳入合計の補正前の額2,081万2,000円に補正額119万5,000円を追加し、2,200万7,000円とするものです。

3ページをお願いします。歳出でございませぬ。

歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに、歳入と同額でございませぬ。

4ページをお願いします。予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございませぬ。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、ともに同額でございませぬ。

6ページをお願いいたします。歳入でございませぬ。

款4諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入、補正額119万5,000円につきましては、過年度の台風災害により、勝浦地方卸売市場の施設破損に係る建物損害共済金でございます。

次のページをお願いします。歳出です。

節24積立金につきましては、今回の雑入の受入れに伴い増額するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第34号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（加藤康高君） 日程第24、議案第34号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議案第34号令和7年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和7年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。第1款水道事業費用、既決予定額5億3,271万6,000円に補正予定額1,800万円を増額し、計5億5,071万6,000円とするものでございます。

第2項営業外費用、既決予定額5,228万2,000円に補正予定額1,800万円を増額し、7,028万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,476万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,182万円、過年度分損益勘定留保資金1億4,294万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額3億5,065万円に補正予定額1億330万円を増額し、計4億5,395万円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額3億4,750万円に補正予定額1億330万円を増額し、計4億5,080万円とするものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、既決予定額5億3,532万4,000円に補正予定額1億338万8,000円を増額し、計6億3,871万2,000円とするものでございます。

第1項建設改良費、既決予定額3億5,678万6,000円に補正予定額1億338万8,000円を増額し、計4億6,017万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、送水施設整備事業並びに配水施設整備事業、補正前限度額3億4,750万円に対し、補正後限度額4億5,080万円とするものでございます。

次のページ、予算に関する説明書、実施計画の内容につきましては、1ページの説明と重複しますので説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。実施計画明細書、収益的収入及び支出の支出でございます。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目2消費税及び地方消費税1,800万円の増額につきましては、後ほど御説明申し上げます太田川送水管更新工事を令和8年度へ繰り越すことに伴い、決算見込みにおいて多額の消費税の支払いが見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、補正予定額1億330万円の増額につきましては、支出のほうで御説明いたします太田川送水管更新工事に対する起債の増加でございます。

続きまして、支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目2送水施設整備費、補正予定額1億338万8,000円の増額につきましては、説明欄記載、太田川送水管更新工事費の増加によるものでございます。

令和5年度から令和7年度までの3か年、総額7億5,350万円の債務負担行為を設定し着手しました大口径送水管布設工事約907メートルのうち、大字二河字大浦地区の和歌山県が建設した自転車道内に約200メートル布設し、そこから二河地区国道42号内を勝浦方面に向かって布設工事が、現在約90%完了してございますが、終点となりますゆかし瀧にかかる国道二河橋手前を、橋ノ川方面へ向かうゆかし瀧沿いの町道を約25メートル進んだ既設送水管接続部におきまして試掘を行いましたところ、過去の国道及び町道の改良により町道が上昇し、既設管までの深さが資料よりも約2メートル深く、また、ゆかし瀧に隣接する関係と思われる多量の地

下湧水のため、既設管に大型分岐装置を設置して新設管に接続させる作業と、分岐装置設置用のコンクリート基礎を構築するには、長さ6メートル・幅3.6メートル・深さ3.9メートルの四方を構成矢板で囲んだ縦孔の築造及び地下湧水止水用の薬液注入工事が必要となってまいりました。

この追加縦孔建設工事と、それに付随して土質ボーリング調査10メートル、町道迂回路確保のため民有地借地料16か月分、交通誘導員延べ80人追加、そして湯川駅付近におきまして掘削しましたところ、道路管理者の国土交通省も把握できていなかった国道を横断する古いコンクリート構造物と電話通信ケーブル地下埋設管の二箇所を下越しするために必要となった部材23個追加及びその施工費用。また、二河川地下横断管施工に必要な深さ約8メートルの縦孔2か所を築造する際、近隣住宅への影響を極力抑えるため岩盤に薬剤を注入し膨張させて破碎する施工量の増加及び家屋調査3棟、そして漁業関係者との協議の結果、横断管縦孔施工時に発生する濁水を中和してから排水する濁水処理工追加のほか、仕切弁等追加部材の増に伴う全体工事費の増額をお願いするものでございます。

補正予算に関する説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第35号 宇久井中学校長寿命化改修工事請負契約について

○議長（加藤康高君） 日程第25、議案第35号宇久井中学校長寿命化改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 議案第35号について御説明申し上げます。

[議案第35号朗読]

次のページ、入札執行調書を御覧ください。2月25日に、指名業者12者のうち5者が辞退で入札を行いましたところ、カミジ技建株式会社が落札いたしました。落札額は3億5,651万4,000円、落札率は96.2%、契約額は3億9,216万5,400円でございます。

令和7年度から令和8年度の債務負担行為を設定して施行いたします。契約工期は令和9年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 請願、陳情の委員会付託について

○議長（加藤康高君） 日程第26、請願、陳情の委員会付託についてを議題といたします。

局長から、請願文書表と請願書を朗読させます。

事務局長、寺本さん。

○議会事務局長（寺本尚史君） 請願文書表から朗読させていただきます。

〔請願文書表・請願書朗読〕

○議長（加藤康高君） お諮りします。

請願受理番号令和8年1については、総務経済常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。  
延会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時51分 延会